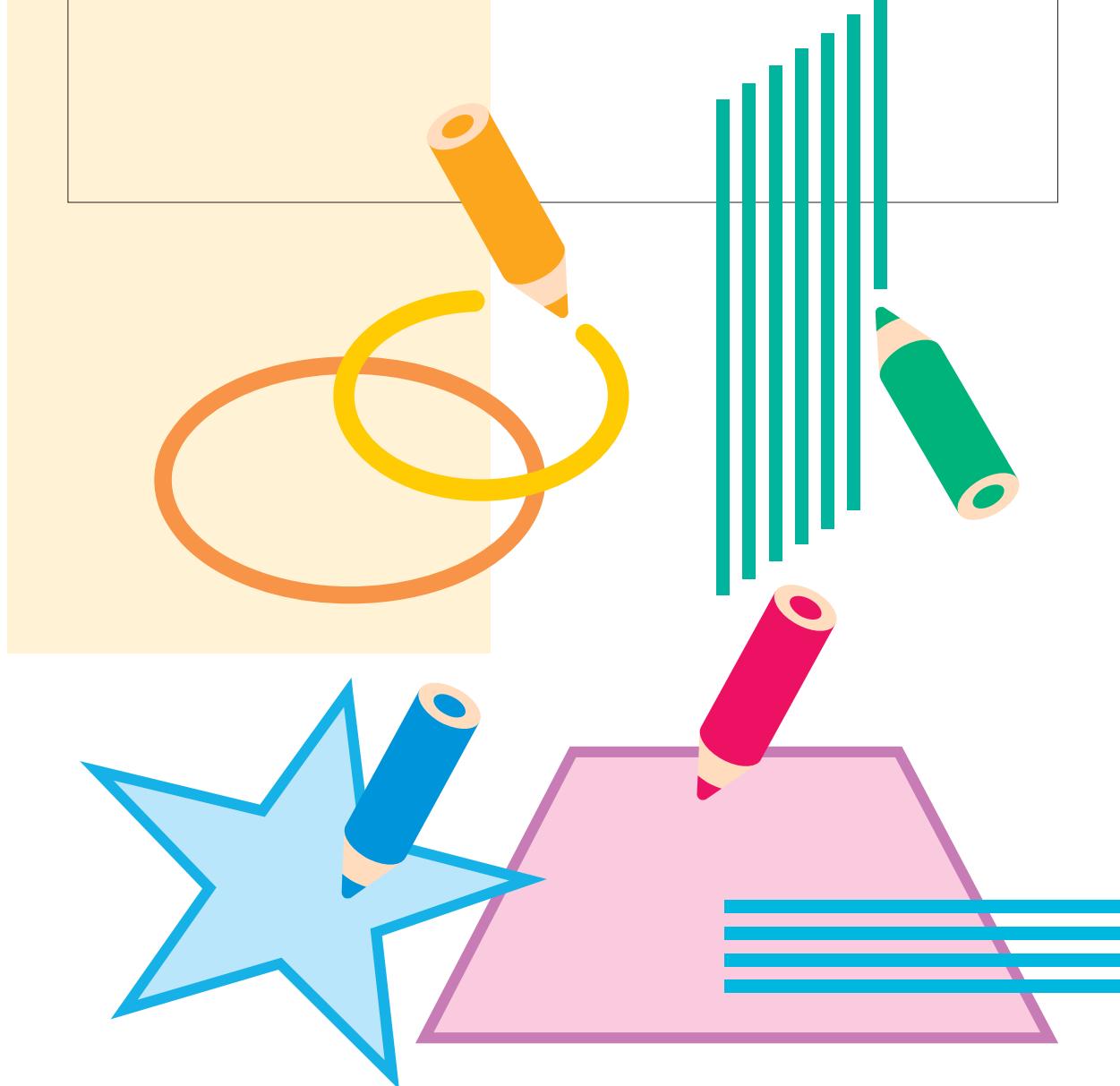


園児を事故・災害から守る
安全対策のてびき ③

平成 22 年改訂版



全日本私立幼稚園連合会

はじめに



安全対策のねらい

幼稚園は、幼い園児たちを預かり指導・教育する機関として、園児の身の安全を守る義務を負っています。

園設置者および園長以下全教職員は、日常生活のあらゆる状況で起こりうる事故を想定し、未然に防ぐように努めなければなりません。

また万一、事故や災害が発生した場合においては、迅速・適切な処置をすることで被害を最小限に食い止めるよう努めなければなりません。

幼稚園における安全対策のねらいは、何よりもまず園児の生命を守ることにあります。

そして、事故の管理・対処を的確に行って、園と保護者との信頼関係を維持し深め、社会的な信用や信頼を守ることにあります。

本書では、日常の保育活動中に発生しやすい事故をケース別に取り上げ、事故防止のための対策および事故発生時における対応方法を紹介しました。

しかし、安全対策において最も重要なことは「定期的に、繰り返し実践する」ということにはかなりません。

身の回りの「危険」と適切な対処方法について十分に認識を深めると同時に、定期点検や体験訓練を欠かさずに実施し、効果的な安全対策活動を行ってください。

もくじ

事故対策編

P A R T 1 ●事故対策の基本	4
1. 園児を事故から守るために	4
①危険の予知と回避	4
②安全指導の心がまえ	5
2. 事故対策に必要な組織・体制	6
①事故防止および救急体制の整備	6
②安全計画の策定と実施	6
3. 事故が起こってしまったら	8
①事故報告の義務	8
②マスコミへの対処	8
P A R T 2 ●ケース別安全対策	10
1. 事故の傾向を知りましょう	10
①いつ事故が起きやすいのでしょうか	10
②どこで事故が起きやすいのでしょうか	11
③どんな事故が起きやすいのでしょうか	11
2. 事故を予防しましょう	12
①園舎内に多い事故とその対策	12
②園舎外に多い事故とその対策	16
③行事の際に多い事故とその対策	20
3. 食中毒を予防しましょう	22
①食中毒の知識	22
②食中毒の予防	25
③ノロウイルス食中毒（感染症胃腸炎）の対策	27
④水の衛生管理	28
⑤食中毒か？と思ったら	29
4. 園児を犯罪被害から守りましょう	30
5. 新型インフルエンザから守りましょう	33
①新型インフルエンザの基礎知識	33
②新型インフルエンザ対策	35
P A R T 3 ●安全対策チェックシート	44
P A R T 4 ●園内事故と賠償責任	52
1. 幼稚園に生じる損害賠償責任	52
①どんな事故に責任が生じるのでしょう	52
②誰がどのような責任を負うのでしょう	53
2. 幼稚園で発生した賠償事故例	54

参考●万一の事故に備えて	56
①園内事故と損害賠償請求	56
②傷害保険・賠償責任保険のおすすめ	56

災害対策編

P A R T 1 ●災害対策の基本	60
1. 園児を災害から守るために	60
①防災への心がまえ	60
②園児への指導	60
③P T Aとの連携	61
④消防署等との連携	61
2. 災害対策に必要な組織・体制	62
①防災および救急体制の整備	62
②防災計画の策定と防災活動の実施	63
参考●消防計画の作成	64
幼稚園の消防計画作成例	64
P A R T 2 ●災害対策の実践	70
1. 災害への備え	70
①危険箇所のチェック	70
②防災備品の準備と点検	72
③防災指導・訓練の実施	74
2. 災害への対応	76
①災害発生時の行動のポイント	76
②災害発生時の行動フロー	79
P A R T 3 ●災害対策チェックシート	80

事故対策編

事故対策の基本

1

園児を事故から守るために

1

危険の予知と回避

安全対策の基本

幼稚園における安全対策の基本は次の2点です。

- 日常生活のあらゆる状況で起こりうる事故を想定し、事故防止のための措置を万全に行う。
- 万一事故が起こってしまった時、どう行動し対処すべきかを知っておく。

つまり、予想できる事故は未然に防ぎ、起こってしまった事故や災害については被害を最小限にとどめるよう適切な対応をするということです。

そして、危険箇所の定期点検や事故・災害に備える体験訓練、報告会議など、具体的な対策活動を確実に、繰り返し実践することが重要です。

予想される危険

幼稚園で発生する危機的な問題については、特に重要なものとして次の4点が挙げられます。

①保育活動に伴う事故

工作の授業中、お遊戯・運動・水泳の授業中などをはじめ、園内でのほんのわずかな行動中にも、事故は頻繁に起きます。最も代表的な危険であり、細部にわたる安全対策が欠かせません。

②保健衛生上の事故

給食や水の汚染による食中毒は、園として特に注意したい問題です。

③火事・地震等の災害

災害は予見できない危険であるため、非常時に備えた防災計画・防災訓練などの対応策を整備しておく必要があります。

④不審者の侵入に伴う事故

不審者の侵入により、園児は重大な危険にさらされることになります。門の開閉ルールや来訪者の確認方法など、園の安全管理および事故発生時対策等を、近隣や保護者、警察などと連携して整備しておく必要があります。



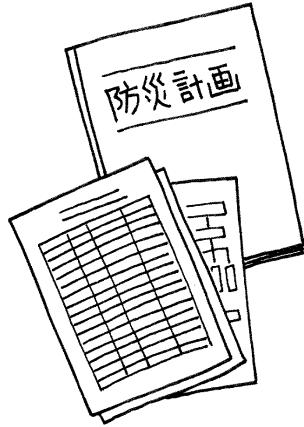
② 安全指導の心がまえ

安全指導の内容

幼稚園での安全の指導には様々なものがありますが、主として次のものが挙げられます。

- 交通安全についての指導
- 地震・火災などの非常時に備えての指導
- 毎日の生活の中での遊び方や遊具・用具等の扱い方の指導
- 手洗い・うがいの励行など保健衛生の指導
- 不審者を見かけたり、不審者から声をかけられた場合の指導

いずれも年間計画の中に明確に位置付けるようにし、児童の発達や個人差を十分に考慮して指導に当たることが大切です。



安全指導の行い方

●日常の遊びや生活を通して指導を行いましょう

安全指導というと、計画通りに園児に注意を与え、一斉演習等を行えば、それでその指導が終了したかのような気持ちを持つてしまいがちです。避難訓練のような形式にのっとった行動のしかたを身に付けさせる安全指導はもちろん不可欠ですが、それだけでなく、日常の遊びや生活の中での具体的な場面を通じ、その時々に応じて継続的に指導を行っていくことが大切です。

●安全な生活の仕方を身に付けさせましょう

園児の行動は突発的であり、身体的・精神的な発達とともに遊びが活発化するに伴って、教師の予測できない危険な行いをするようになっていきます。

遊具や用具の正しい使い方や、廊下を走らない、友達に乱暴な振る舞いをしない、危険な場所へ近付かないなどといった安全な生活の仕方を、日常的に指導していく必要があります。

●一人一人の園児を理解しながら指導しましょう

突発的と思える園児の行動にも、何らかの理由や園児なりの考え方・感情が作用しているものです。教師は、形式的・画一的に園児に注意を与えるのではなく、一人一人の園児の欲求や興味、身体機能の発達や能力をしっかりととらえたりうえで、個々に応じた指導を行うように心掛ける必要があります。



2

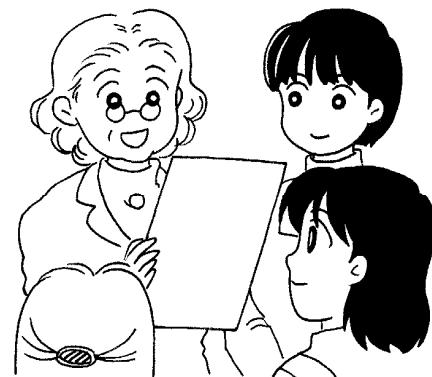
事故対策に必要な組織・体制

① 事故防止および救急体制の整備

●安全対策組織・体制の整備と運営

園内事故を未然に防ぐためには、施設・設備の安全点検、整備、園児への適切な指導は当然大切ですが、具体的な対策活動を進めていくうえで、きちんとした事故対応・情報伝達を行うための組織・体制を整えておくことは不可欠です。

園長をリーダーに、安全対策のための担当責任者および各教職員の役割分担を取り決め、全教職員が相互に連携協力して行動できる組織作りをしましょう。



●事故発生時の対策の取り決めと連絡体制の整備

事故発生時には、正確な情報伝達と、適切な判断・指示に基づく事故対応が求められます。あらかじめ、どのような場合に、誰が、どう対処するかの手順を取り決め、全教職員がそれを正しく認識し、速やかに実行できる体制を整えておきましょう。

また、園内だけでなく、園児の保護者や医療機関、消防・警察ほか関係行政機関との相互連絡体制も整えておく必要があります。

② 安全計画の策定と実施

●安全計画の策定

幼稚園における年間安全計画の策定は、学校保健法によって義務づけられています。

年初にはまず安全対策会議を開いて、年間に実施すべき安全点検、環境衛生検査、園児・教職員の健康診断および安全指導の内容を検討し、毎日・毎週・毎月・学期ごとのテーマや目標、予定を計画します。

●定例報告会の開催

毎月末には定例報告会を開き、安全指導および園施設・設備の安全点検・整備状況の報告を行い、関係者全員に情報が認識・把握されるように図りましょう。

■年間安全計画の例（関係法令：学校保健法施行規則）

月	実施行事	生活指導内容	環境管理
4月	●交通安全集会 通園/バスの乗り降り 横断歩道の渡り方 ●防災集会 地震・火事の話 防災ずきんのかぶり方 ●身長・体重測定 ●寄生虫検査	●友だちと仲よく遊ぶ ●道具・遊具の使い方・遊び方 ●身の回りの清潔 ●手洗い・うがいとバイ菌の話	●安全管理・災害対策計画作成 ●園舎内外の設備の安全点検 ●園庭の安全点検 ●通園/バスの安全点検 ●近隣・保護者への不審者対応協力要請
5月	●健康診断 ●地震避難訓練 ●不審者対応訓練	●道具・遊具の使い方・遊び方 ●乱暴な遊びの注意 ●目を大切に・テレビの見方 ●見知らぬ人への対応	●環境衛生の点検 ・飲料水 ・手洗い場 ・トイレ ●保育室照度検査 ●避難路の確認 ●樹木害虫の駆除
6月	●虫歯予防集会 ●水遊び事前指導 ●火災避難訓練 ●健康診断結果・治療勧告書配布	●虫歯の話と歯磨き ●雨の日の注意 ●衣服の調節	●園内外の清掃・美化 ●プール点検・清掃
7月 8月	●プールの安全指導 ●夏休み中の保健安全指導	●水遊びの注意 ●危ない場所の注意 ●夏休みの計画 ●夜ふかしの注意	●プール点検と管理 ●園庭周辺の除草 ●受水槽の清掃・点検 ●水質検査
9月	●交通安全集会 ●防災集会 ●地震避難訓練 ●夏休み治療状況調査 ●身長・体重測定	●危ない遊びの注意 ●規則正しい生活 ●身の回りの清潔	●園内外の清掃指導 ●園庭の安全点検 ●清掃用具の点検整備 ●プール点検・清掃
10月	●火災避難訓練	●運動会の練習と安全の注意 ●遠足での注意 ●正しい姿勢	●保育室照度検査 ●園舎内外の設備の安全点検 ●避難経路の確認
11月	●給食参観 ●地震避難訓練 ●不審者対応訓練	●好き嫌いしない ●手洗い・うがいとバイ菌の話 ●ストーブ周辺の注意 ●見知らぬ人への対応	●室内の清掃 ●換気 ●ストーブ開始
12月	●火災避難訓練 ●インフルエンザ予防対策 ●冬休み中の保健安全指導	●風邪の予防 ●戸外遊びを楽しむ ●火遊びの危険と注意	●採光・換気・保温 ●大掃除
1月	●父兄合同防災訓練・緊急連絡訓練 ●身長・体重測定	●悪いくせをなおす ●規則正しい生活	●換気・保温 ●清掃用具の点検・整備 ●ストーブ点検
2月	●地震避難訓練 ●健康診断治療調査	●元気に遊ぶ	●換気・保温 ●避難路の確認
3月	●火災避難訓練 ●諸帳簿の整理 ●今年度の反省・次年度の計画 ●春休み中の保健安全指導	●病気やケガの反省 ●身の回りの清潔	●園内外の整備 ●ストーブ格納

毎日	●出欠記録 ●健康観察記録と保護者連絡 ●安全標語の唱和 ●うがい・手洗い ●水道・水質点検 ●ごみの処理	毎週	●上履きの清潔 ●スモッグの清潔 ●雑巾の清潔 ●つめ・耳の衛生	毎月	●安全点検 ●安全報告会議 ●保健だより・安全だよりの発行 ●避難訓練 ●教職員の防災訓練	毎学期	●保護者会 ●交通安全集会 ●防災集会 ●身長・体重測定
----	--	----	---	----	---	-----	---------------------------------------

3

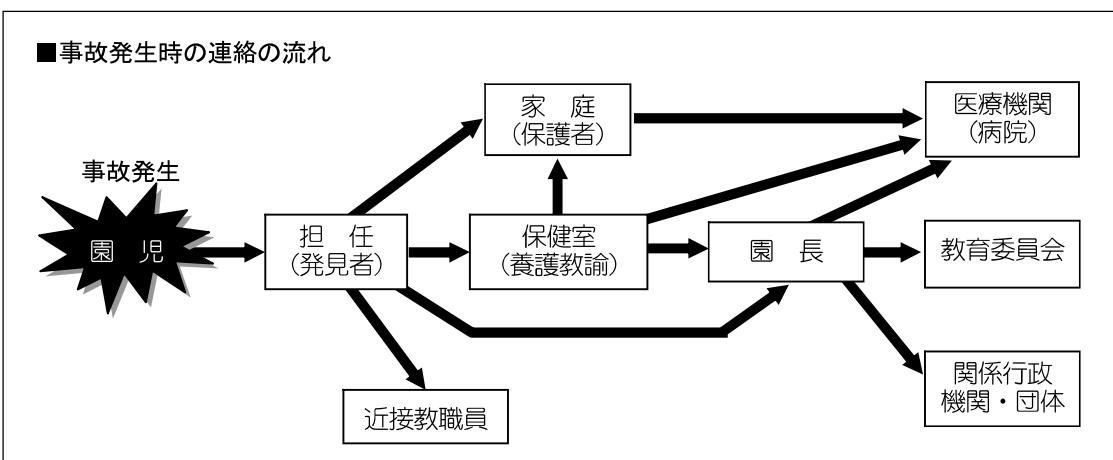
事故が起こってしまったら

1

事故報告の義務

万一、事故が発生した場合には、迅速かつ適切な措置を行うとともに、定められた手順に従って、正確な情報を速やかに各関係者および関係機関、園児の保護者へ連絡・報告しなければなりません。事故の大小にかかわらず、事故原因を詳細に究明し、必ず事故報告書を作成したうえで報告会を開きます。

さらに、問題点は決してうやむやにすることなく、以後の事故再発防止に努めましょう。

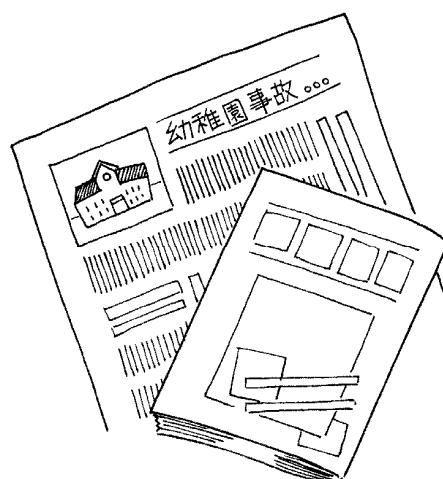


2

マスコミへの対処

事故の規模や、賠償責任問題の発生など、事態によってはマスコミへの対応が必要となる状況も起こり得るでしょう。

このような場合、園は窓口を園長に一本化し、毅然とした態度で正確な情報を提供しなければなりません。事實を隠したり事實に反することを述べたりすることは事態の混乱を招き、より深刻な問題へと発展する原因となりますから、絶対に避けなければなりません。また、園としては何よりも園児のプライバシー保護に配慮しなければなりません。プライバシーを侵害する要素を持ったマスコミ取材に対しては、断固として守秘義務を貫くよう、教職員全員が認識していることが大切です。



事故報告書

園長	主任	担任印

氏名		発生日	年月日
生年月日		時刻	
保護者名		天候	
住所	電話		

事故前の活動・行動			
事故の状況・園児の症状			
処置(園内)			
処置(医療機関)	医療機関名 _____ 引率者 _____ 治療費 _____		
保護者への連絡	(時刻) 時 分 (電話にて・降園の際)	<ul style="list-style-type: none"> ・来園してもらい一緒に医者へ行く ・医者にて合流 ・降園後、保護者が診療に行く 	
想定される発生原因			
以後の経過			

ケース別安全対策

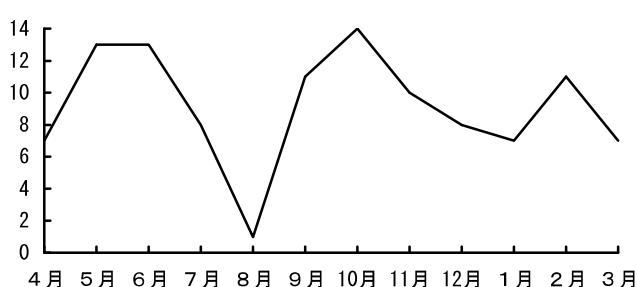
1

事故の傾向を知りましょう

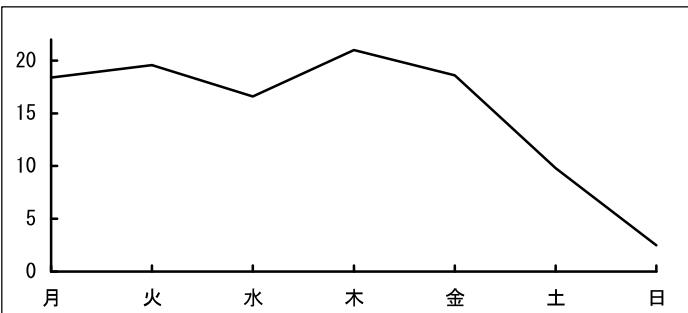
1

いつ事故が起きやすいのでしょうか

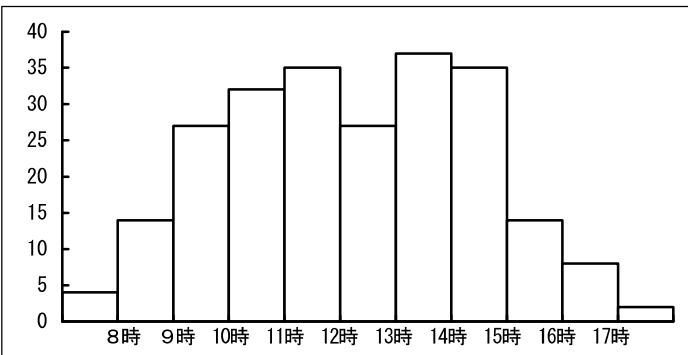
月別事故発生状況



曜日別事故発生状況



時間帯別事故発生状況



何月に多く発生しているか

- 5～6月は、新入園児が新しい環境にじみ、行動が活発になってくることから増加傾向となります。また、この時期はまだ遊具・用具等の使用技術が未熟なために事故が多く発生します。
- 新学期のできるだけ早い時期に、集団生活で守るべきルールや、遊具の正しい使い方を教えることが大切です。
- 9～11月は運動会や遠足などのシーズンであるため事故が増加します。屋外や園外での活動時には特に注意が必要です。

何曜日に多く発生しているか

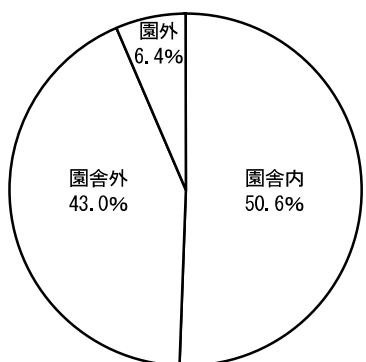
- 月曜から金曜まで、曜日による偏りはありません。

何時に多く発生しているか

- 保育時間の始まる9時から事故発生頻度は急激に増加しはじめます。朝のあいさつ時の安全指導は、特に入念に行う必要があります。
- 昼食時を挟んだ前後に事故が多く発生しています。これは園児の動きが最も活発になり、屋外での運動活動が盛んな時間帯に相当します。
- 昼食時には箸やフォークなどの使用による事故が多発します。道具類の正しい使い方を指導し、先生を囲んだ机の配置等、園児に対して目の行き届く仕組みづくりを十分に検討しましょう。

② どこで事故が起きやすいのでしょうか

場所別事故発生状況



〈園舎内で事故の多い場所〉

- 第1位 保育室
- 第2位 遊戯室・講堂
- 第3位 廊下
- 第4位 階段
- 第5位 ベランダ

〈園舎外で事故の多い場所〉

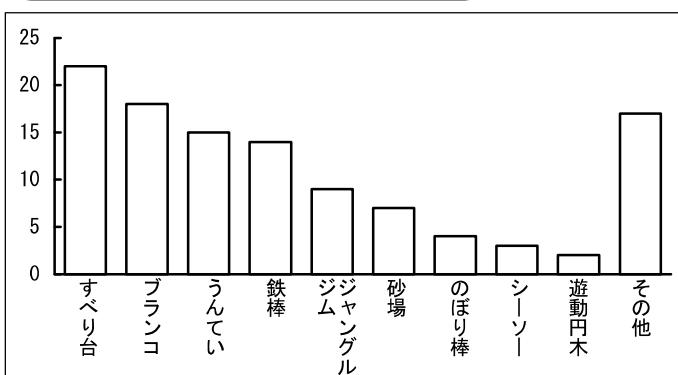
- 第1位 運動場
- 第2位 体育・遊戯施設

どんな場所で事故が多いか

- 園舎内外では大きな偏りは見られません。事故は、園児が日常多くの時間を過ごす場所ほど頻繁に発生しており、日頃の生活全般に関わる安全対策を常に怠らないようにしておくことが大切であるといえます。

③ どんな事故が起きやすいのでしょうか

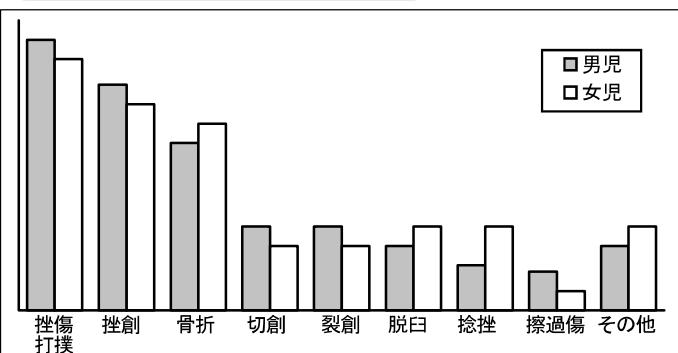
遊具・施設別事故発生状況



どんな遊具・施設で事故が多いか

- 遊具・施設では、高さや速度など、運動的危険要素が多いものほど事故発生率も高くなります。
- また、事故が多く発生する遊具・施設は、園児に最も好まれ、使用頻度が高いものと見ることもできます。
- 遊具・施設そのものの安全性を高めることはもちろん、その使用方法を十分に指導し、安全な使い方を身に付けさせることが重要です。

負傷種類別事故発生状況



どんな種類のケガが多いか

- 挫傷（打ち身）・打撲、挫創（打ち身で皮膚に傷もあるもの）、骨折など、転落や衝突によって生じるケガが大半を占めています。
- 園児への安全指導をはじめ、転落や衝突の危険を防いだり衝撃をやわらげる工夫を施すなど、施設面の安全対策を充実させることが必要です。



事故を予防しましよう

1 園舎内に多い事故とその対策

保育室・遊戯室

出入口・ドア、窓

- 保育室を先に出た園児が引き戸を閉めたため、後ろにいた園児が指を挟んでしまった。
- 勢いよくドアを閉めたために、近くにいた園児が顔面を強打してしまった。
- ドアを開けて外に出ようとしたが、ノブを回すことを忘れてガラスをたたき、負傷した。
- 窓から外に出ようとして、バランスを崩して転落。両腕を骨折してしまった。
- 教室の転落防止用欄干に座っていたとき、後ろのガラス窓が開いているのに気付かずにもたれようとして転落し、頭部を強打した。

机、棚、壁面

- 保育室のロッカーに衝突した拍子にロッカーが倒れ下敷きになり、足の骨を骨折してしまった。
- 机の上に乗り、がたつきを面白がって揺さぶっていて、転落した。
- 体操服を掛ける壁面のフックに引っ掛けたままケガをした。
- 落ちていた掲示板の画びょうを踏んでケガをした。

遊具・玩具

- 工作中、はさみを振り回し、隣にいた園児の目を突いてしまった。
- 投げた積み木が他児の目に当たり、ケガをさせた。
- 欠けたブロックで指にケガをした。

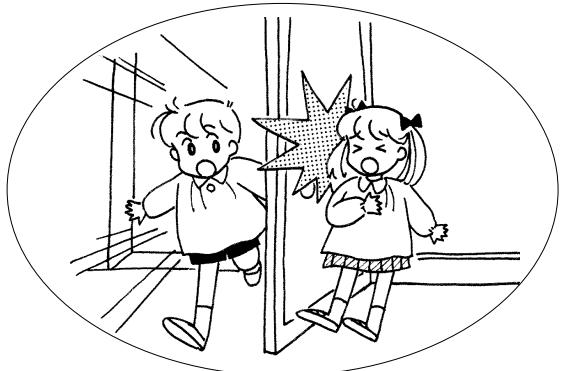
冷暖房器具

- 押しからまんじゅうをしていてストーブにぶつかり、やけどした。
- ストーブにかけてあったやかんが転落して熱湯をかぶり、やけどした。
- クーラーの室外機に小枝を差して遊んでいたところ、破片が目に当たり負傷した。

安全のために

●扉の開閉速度はゆっくりめに

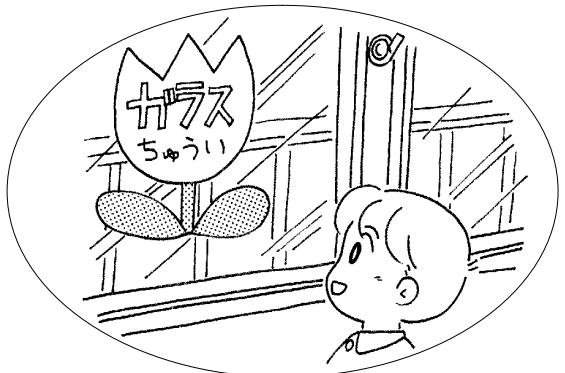
引き戸の滑り具合、ドアの戻り具合が急すぎるものは、衝突や指はさみの要因となります。



●ガラスの安全性に気を配りましょう

ガラスの事故は大きなケガにつながりやすく、非常に危険です。ひびや欠け、ガラスの強度や固定具合に気を配りましょう。

また、ガラスの存在がわかりやすいようにシールを貼るなどの工夫をしましょう。



●窓からの転落を防止しましょう

窓は園児が乗り越えられないような高さ、または造りになっていることが大切です。転落の危険がある箇所には防護柵を取り付け、しっかりと固定されているか点検しましょう。



●机や棚はしっかりと固定しましょう

机や棚などはがたつきがないか点検し、転倒しないように固定しておきましょう。



●壁面の突起物に注意しましょう

帽子やかばんをかけるためのフックや釘等は、先端が鋭利でないものを使用しましょう。



●掲示物や額等の固定状況を確認しましょう

掲示物の貼り付けには、画びょうよりも、粘着テープやマグネットを利用しましょう。



●遊具や工作用具の取り扱い・保管は慎重に

刃物や鋭利な工作用具の安全な使い方を園児に指導するとともに、保管にも万全を期しましょう。また、硬質プラスチック製の遊具は、危険な欠損部分がないか調べておきましょう。



●冷暖房器具の周辺に配慮しましょう

特にストーブには、防護柵を設置して直接触れることのないようにし、不用意にやかんなどを置くのは避けましょう。

通 路

廊下

- 廊下で友達と鬼ごっこをして、走っていて転倒した。
- 廊下でかけっこをしていて、曲がり角で別の園児と正面衝突をした。
- 雨の日、濡れた廊下で滑って転倒した。
- フックスをかけたばかりの廊下で滑って遊んでいた際に転倒して頭部を打った。

階段

- 階段の手すりを滑り降りようとして転落した。
- 階段の踊り場でふざけあっているうちにみ合いになり、転落した。
- 階段の滑り止めにつまづいて転倒した。

昇降口

- 出入口の段差につまづいて転倒した。
- すのこの隙間に足を引っかけて転倒し、靴箱の角に頭をぶつけた。
- ふざけて押し合いをしているうちに靴箱にぶつかり、靴箱が転倒して園児が下敷きになった。

ベランダ

- ベランダの手すりにもたれていたところ、手すりが壊れて園児が転落した。
- ベランダの手すりにぶらさがって遊んでいるうちに、手を滑らせて転落した。
- ベランダの手すりの角に顔面を打ちつけた。

トイレ・手洗い場

- トイレのタイル床が濡れており、滑って転倒した。
- 友達とふざけているうちに押し合いになり、手洗い場の流し台の角に顔面を打ちつけた。

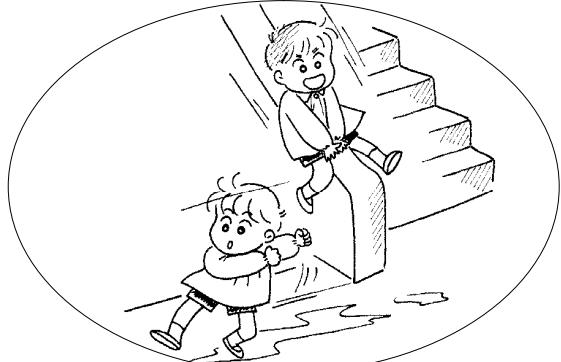


安全のために

●日頃の指導が最も重要です

廊下を走ったり高い場所でふざけあったりすることが、どのような危険につながるかを具体的に説明し、理解させることが大切です。

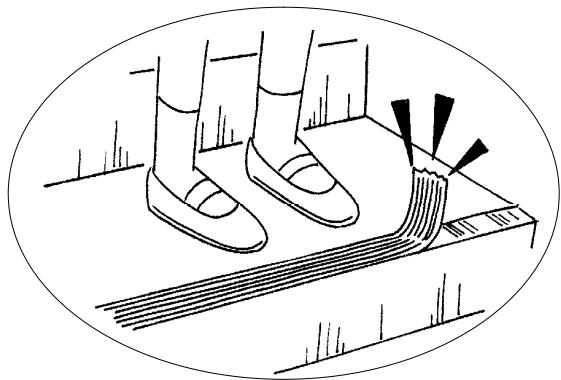
また、危険な場所に注意し、確認する習慣を付けさせるようにしましょう。



●床面の状況に気を配りましょう

歩行の妨げになるような突起や段差はなるべく減らすようにします。床面の亀裂等は定期的にチェックし、補修しておきましょう。

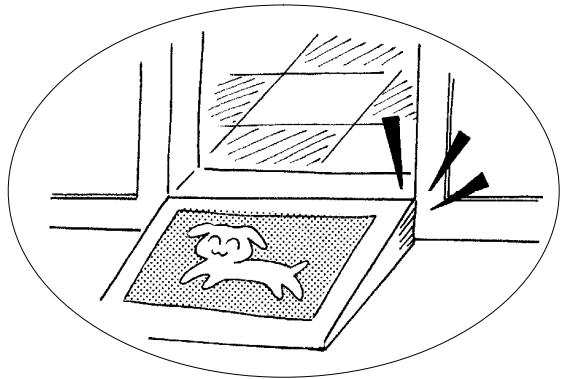
また、水濡れやワックスのかかりすぎには十分注意しましょう。



●階段の危険に備えましょう

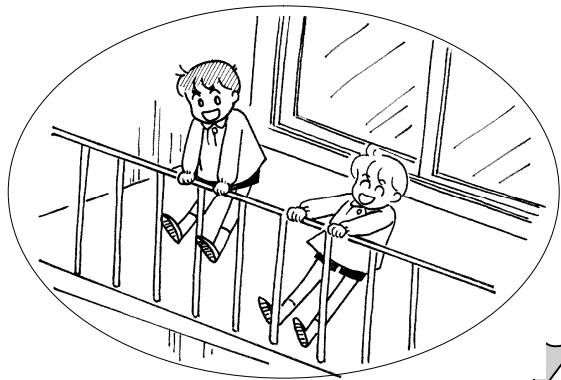
階段の手すりは滑り遊びができるような構造にしておくことが理想的です。

階段の滑り止めは、めくれたり剥がれたりしていないか、よく点検しましょう。



●出入口等の段差に注意しましょう

中途半端な高さの段差はつまづきやすく危険です。スロープをつけたり、注意をうながす目印をつけるなどの工夫をしましょう。



●照明は十分な明るさに

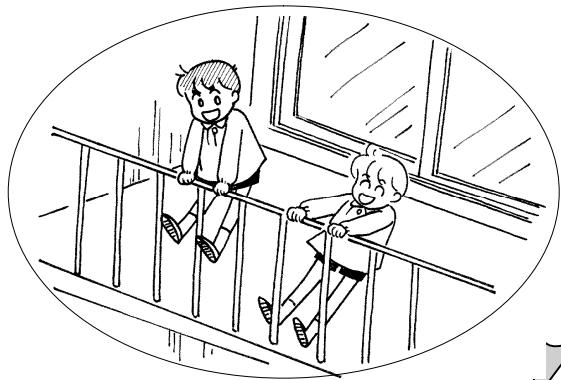
廊下や階段の照明は、足元が十分確認できる明るさにしておきましょう。



●ベランダからの転落を防止しましょう

ベランダの手すりは園児がよじ登れない高さを確保しておきましょう。

また、老朽化が進んでいないか、定期的に点検しましょう。



●水周りは衛生的な状態に保ちましょう

トイレや手洗い場は、床が水濡れで滑りやすくなりがちです。衛生の面からも、常に清潔な状態に保ち、水気はこまめに拭き取っておきましょう。

② 園舎外に多い事故とその対策

運動遊具・器具

すべり台

- すべり台の踊り場で押し合いをして落下し、負傷した。
- かばんを掛けたまま滑り降りたところ、ひもが手すりに引っ掛かり、首をつった状態になって窒息した。
- 着地面の隙間に足が挟まり、動けなくなってしまったところへ上から園児が次々と滑り降りてきて、一番下の園児が圧死した。

ブランコ

- ブランコのチェーンが摩耗・腐蝕しており、接続部分で切れて落下した。
- ブランコの後ろを通った園児が戻ってくるブランコにぶつかり、頭を強打した。
- 飛び降りに失敗し、バランスを崩して転倒。倒れている間に勢いをつけて戻ってきたブランコに後頭部をぶつけた。

うんてい

- ぶら下がっている園児同士がぶつかって2人とも落下した。
- 夢中になって高いところまで行ってしまったが、途中で耐え切れなくなって落下した。
- ぶら下がっている園児が、他の園児たちに引っ張られたりくすぐられたりして落下し、下にいた園児がケガを負った。
- 錆びたところにつかまつたため、手のひらをすりむいた。

鉄棒

- 雨露に濡れた鉄棒で手が滑って転落した。
- 鉄棒の上に立ちあがったがバランスを崩して落下し、腕を骨折した。
- 鉄棒で回った園児の足が、側にいた園児の顔に当たってケガをさせた。

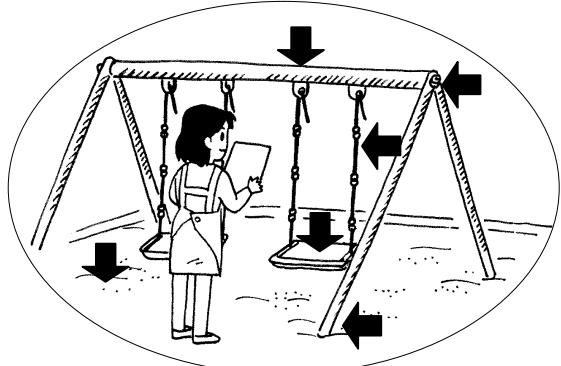
ジャングルジム

- ジャングルジムの上で手放して立ったが、バランスを崩して転落した。
- 回転型ジムを大勢で回していたが勢いがつきすぎて、振り落とされた園児がケガをした。

安全のために

●遊具の整備・補修は万全に

遊具本体の老朽化に配慮しましょう。特に固定部分や接続部分、チェーン・ロープ等に摩耗や腐蝕がないか、危険な突起や折れ曲がり等がないかを定期的に点検し、補修しておきましょう。また、雨後には水濡れで滑りやすくなっていますから、水滴はしっかり拭いておきましょう。



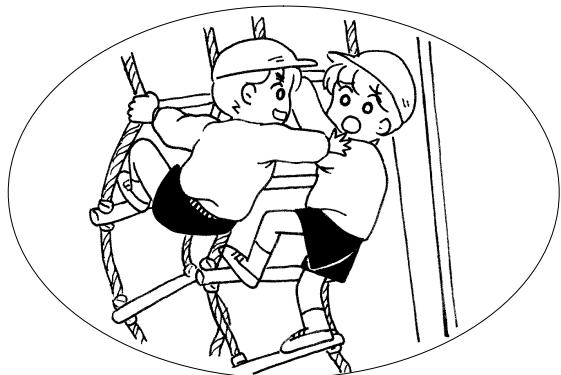
●周辺の状態に気を配りましょう

運動遊具のほとんどには転落の危険性が伴います。地面に固いコンクリートやレンガがむき出しへなってないか注意し、石やガラス片等の危険物の除去は徹底しておきましょう。



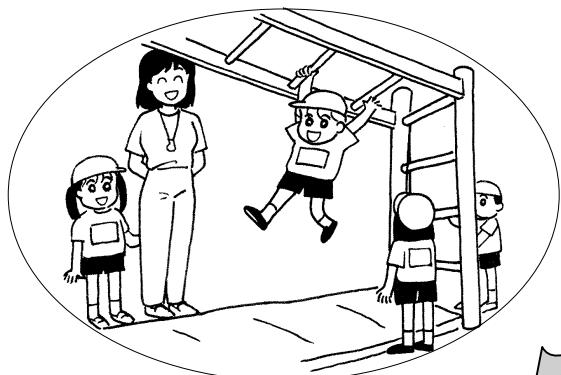
●身軽な服装で遊ばせましょう

巻き付いたり引っかかったりしやすいひもや長いリボン、かばんなどを身に付けたまま遊ばないように指導しましょう。



●遊びのルールを守らせましょう

順番を守る、安全な距離を保って待つ、高いところで押し合わない、しっかりつかまる、などの基本的なルールを徹底して指導しましょう。



●安全な遊び方を指導しましょう

危険行為を単に禁止するだけでは、かえって興味を喚起させる場合もあります。「なぜしてはいけないのか」「どんな危険があるのか」を明確に理解させるようにし、安全な遊び方を身に付けさせましょう。

●園児たちの行動には常に目配りを

園児たちの自主性を養う意味からも、口や手の出しすぎは加減すべきですが、目だけは常に園児の行動から離さないことが大切です。行動の途中で怖がったり、体勢を崩したりした園児をすぐに補助してあげられる位置に待機していましょう。また、ふざけ合いが行き過ぎたものにならないよう、気を配りましょう。

園庭・施設

運動場

- かけっこをしていて転倒した際に、大きな石に顔をぶつけて負傷した。
- かけっこをしている際に、トラック表示のロープにつまづいて転倒した。
- ボール遊びをしていて、友達が投げたボールが目に当たり、網膜剥離になってしまった。
- 雪合戦で遊んでいた際、石の入った雪玉が頭に当たって出血した。

砂場

- ふざけて砂をかけあって、目に大量の砂が入ってしまった。
- ふざけあっているうちにシャベルで叩き合いのけんかになり、金属部分で手を切った。
- 砂場の砂に混ざっていた鋭い石片で手を切った。
- 砂で作ったお団子を食べるふりをしていて、本当に飲み込んでしまった。

プール

- 簡易プールからあがる際に足を滑らせ、縁を乗り越えて転倒し、地面に顔を打ち付けた。
- 冬場、柵を乗り越えてプールに入り込み、溺れかけた。

飼育施設等

- ウサギ小屋の金網に指を入れてウサギにかまれた。
- 池のコイにえさをあげようとして、誤って転落し、溺れかけた。

門扉・塀

- 裏門の門扉によじ登ってぶら下がり遊びをしていたが、ほかの園児が勢いよく門扉を押したためにバランスを崩して落下し、負傷した。
- 門扉の蝶番部分に指を挟まれて負傷した。
- ブロック塀を乗り越えて園を抜け出した園児が交通事故にあった。

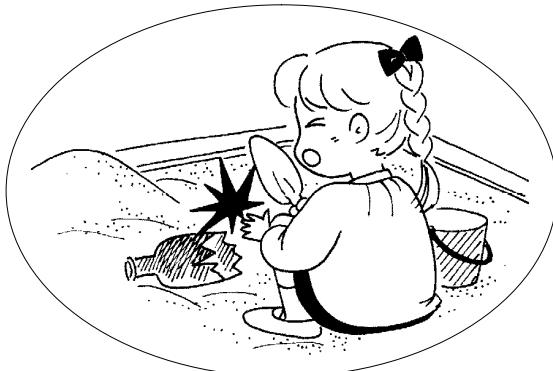
通園バス

- バスの走行中に立ち上がり、バスが揺れた拍子に転倒して頭を強打した。
- 窓から手を出したため、木の枝に触れて指を負傷した。
- 迎えに来た母親に、道路を横断して走り寄ろうとし、対向車にはねられた。
- 園児を見送りにきた弟がバスの後方にいたが、気付かず発車したため後輪に巻き込まれて負傷した。

安全のために

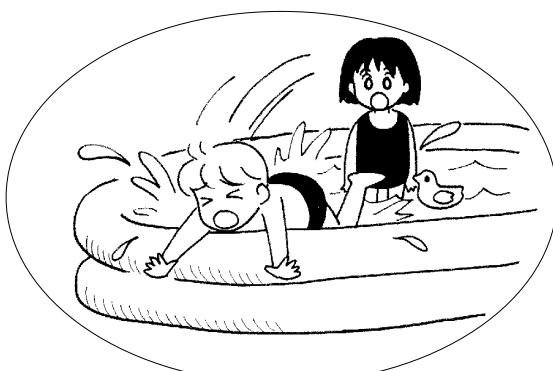
●つまづきやケガの原因を取り除きましょう

幼児は何もないところでも転ぶものです。つまづく原因となるものや転んだ時に大ケガのもとになる危険物は、極力除去しておきましょう。



●砂場に異物がないか、よく調べましょう

砂場に大きな石やガラス片等、危険物がないかよく調べておきましょう。園児は砂遊びのためにいろいろなものものを外から持ち込みます。毎回、使用前・使用後に点検しておきましょう。



●池の周辺には防護柵を

幼児には少量の水も危険です。1人で水の側へ行かないように指導しましょう。



●動物の危険性も教えましょう

動物を乱暴に扱ったり、かまいすぎたりしないように指導し、爪や歯に注意させましょう。

●門扉に挟まらない工夫を

門扉は注油をするなどして、スムーズに開閉するようにしておきましょう。

柵は、手足が挟まりにくい間隔や構造のものであることが理想的です。



●門扉の乗り越えを防止しましょう

園児が勝手に園を抜け出して事故に遭うケースがあります。門扉は園児がよじ登れないような高さや構造のものにし、カギも高い場所に付けるなどの工夫をしておきましょう。

●通園時の交通事故に気を付けましょう

園児は、門前で突発的な行動をすることが多く、交通事故につながりやすいので注意しましょう。また、通園バスの乗り降りや、車内での行動にも十分配慮しましょう。

③ 行事の際に多い事故とその対策

遠足・園外保育

移動中

- 駅のエスカレーターで押し合いをして、将棋倒しに転落した。
- プラットホームでふざけていて線路上に転落した。
- 列車のドアの開閉時に、指を挟まれてケガをした。
- もたれかかっていたドアが開いて後ろへ転倒した。
- 履き慣れない靴で長時間歩いたため、靴ずれを起こした。
- 道路を歩行中、ふざけあって突然車道に飛び出し、車にはねられた。

行動時

- 河原で水遊びをしていたところ、流れの急な場所に入り込んでしまい、溺れた。
- 休憩時間中に1人きりで池に近付いて誤って転落した。
- 昼食後、友達と山の斜面を駆け降りて遊んでいたところ、つまづいて転び、下水マンホールのコンクリート台にあごを強く打ちつけた。
- 動物公園でお菓子を持ち歩いていたために、サルに襲われて引っかかれた。
- 公園の石灯籠に飛びつき、落下した笠石に当たって負傷した。

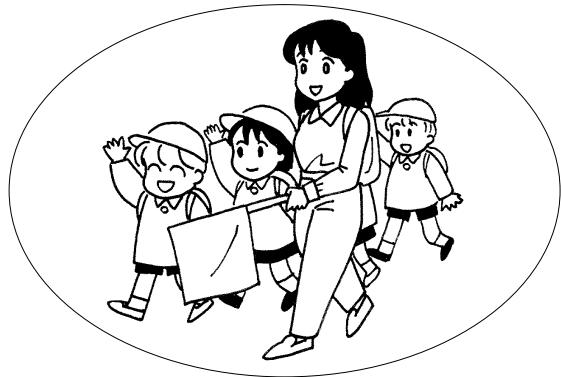
運動会

- 玉入れの支柱が不安定だったために転倒し、園児が下敷きになった。
- 綱引きの競技中、引きずられた園児たちが将棋倒しになりケガをした。
- 見学中の園児が、競技に使うために準備されていた運動器具に乗ってふざけ、崩れた飛び箱の下敷きになってケガをした。
- 障害物競走に参加した母親がアキレス腱を切ってしまった。

安全のために

●公共の場所での振るまいを指導しましょう

交通安全に関する指導を十分に行うとともに、駅や歩道など公共の場所でのルールやマナーを身に付けさせましょう。



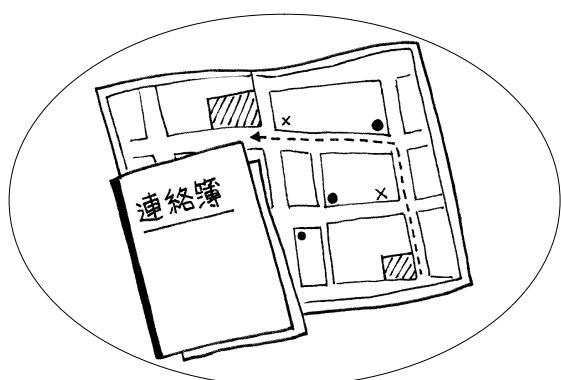
●乗り物の利用には十分に注意しましょう

電車等の乗車時は、ドア付近に園児を立たせないようにし、ドアの開閉時には特に気を付けましょう。

●現地の事前チェックを念入りに

遠足等、園外保育を行う場合には、その行程に添って、事前に現地の安全状態を確認しておくことが重要です。現地までの交通路や、付近の様子など入念な下見を行っておきましょう。

また、警察・病院の場所も忘れずに確認しておきましょう。



●園児の行動には常に気配り・目配りを

特に休憩時間や自由行動中には、1人きりや園児たちだけにならないように、また、遠くへ行かないように注意し、目を離さないようにしましょう。また、不幸にして事故が発生した場合には、ただちに救護の措置が取れるようにしましょう。



●用具の安全性を確認しましょう

使用する用具に不備がないか、必ず点検しておきましょう。



●保護者にも安全指導を行いましょう

運動会でケガをするのは園児だけとは限りません。保護者など園児以外の参加者にも、きちんと準備運動をしてもらうなど、必ず事前に事故防止に関する説明を行うことが大切です。

3

食中毒を予防しましよう

1

食中毒の知識

食中毒とは？

●食中毒とは、一般的には「飲食物中に含まれる有毒物質の摂取によって起こる急激な健康障害」を意味し、下痢、腹痛、あう吐、悪寒、発熱などの症状を示すものをいいます。原因別に、大きく次の4つに分類されます。

①細菌性食中毒……細菌そのものによる感染が原因であるものと、細菌が作り出す細菌性毒素が原因であるものがあります。

②ウイルス性食中毒……ノロウイルス、E型肝炎ウイルスなど。ウイルスにより汚染された食品を喫食することによる食中毒です。

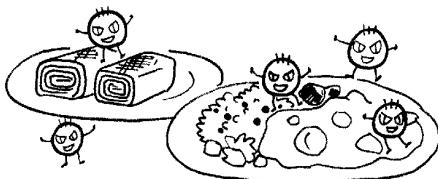
③自然毒食中毒……毒草、毒きのこなどの植物性自然毒によるものと、あさり、ふぐなどの動物性自然毒によるものがあります。

④化学性食中毒……有害化学物質の混入した食品の飲食や、毒物の誤飲による食中毒です。発生件数では①の細菌性食中毒が圧倒的に多く、食中毒のうち90%以上を占めています。

●幼児は、病原菌に対する抵抗力が弱いため、食中毒による症状も大人に比べて非常に重くなりやすく、生命に危険が及びあそれもあります。このため、園児の食事については、大人の食事よりも細心な注意が必要です。

細菌性食中毒の特徴

●食べ物の中で増えた食中毒菌や、食中毒菌が作った毒素を食べることなどで起こります。



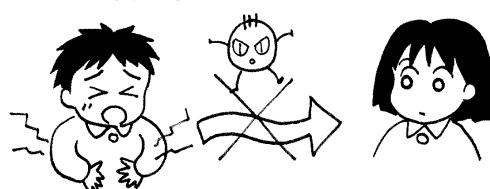
●食中毒菌が食べ物の中で増えている場合、味や匂い、色は変わりません。



●主な症状は、胃腸炎症状（下痢、腹痛、嘔吐など）のほか、発熱や倦怠感など風邪のような症状の時もあります。

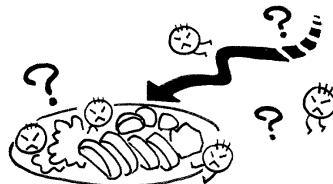


●人から人へ直接うつることはありません。
※O-157は少しの菌でも感染します。感染者との接触は注意が必要です。



園児のために特に気を付けたい食中毒

病原大腸菌食中毒〈腸管出血性大腸菌O-157〉

特徴・症状	原因となる食品等
<ul style="list-style-type: none"> ●大腸菌は家畜や健康な人の腸内にも存在し、ほとんどのものは無害ですが、このうちいくつかのものは腹痛、下痢、発熱等の症状を起こすことがあります。「病原大腸菌」と呼ばれています。 ●「腸管出血性大腸菌O-157」は、病原大腸菌の中でも特に強力な「ベロ毒素」を生じ、感染者の血管に害を及ぼします。乳幼児などでは腎臓や脳に障害をきたすこともあります。 ●O-157は熱や一般的な消毒薬に弱く、75°Cで1分以上の加熱で死滅します。一方、冷気には強く、-20°Cに冷凍しても死にません。 ●潜伏期間は4~8日、健康な成人ではほとんどが無症状もしくは軽い腹痛や下痢で終りますが、幼児・小児などは激しい腹痛、血便などのほか、急性腎炎・貧血などを主な症状とする「溶血性尿毒症症候群(HUS)」を引き起こし重傷となることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●O-157を腸管に持つ家畜等の糞便で汚染された食品や井戸水等で感染しますが、感染経路の特定は困難な場合が多いです。 ●人から人へうつることはまれとされていますが、患者の糞便を介して感染したり、食品から食品へ菌が付いて感染が広がることがあります。 

サルモネラ食中毒

特徴・症状	原因となる食品等
<ul style="list-style-type: none"> ●サルモネラ菌は鶏、豚、牛などの動物の腸管や河川、下水等、自然界に広く分布し、2000種以上の種類があります。強い伝染力と重い全身症状を起すために独立の伝染病として扱われる腸チフス菌とパラチフス菌もサルモネラの仲間です。 ●低温や乾燥に強い菌ですが、熱には弱く、60°C・30分間の加熱で容易に死滅します。 ●潜伏期間は8時間~48時間で、38°C~40°Cの高い発熱、腹痛、下痢などの症状がみられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●サルモネラに汚染された食肉・鶏卵、それらを原材料とした食品。 ●ネズミ、ゴキブリ、ペット動物が食品を汚染する場合もあります。

ウェルシュ菌食中毒

特徴・症状	原因となる食品等
<ul style="list-style-type: none"> ●ウェルシュ菌は人や動物の腸管、土壌や水中などいたるところに分布し、酸素を嫌う嫌気性の細菌です。 ●熱に強い芽胞を作るため、加熱調理した食品でも食中毒を起こします。また、一度に大量に調理された給食などで発生することから「給食病」とも呼ばれ、大規模な食中毒事件となる場合があります。 ●潜伏期間は5~24時間、激しい腹痛や下痢が主な症状で、おう吐や発熱はまれです。多くは軽症で1~2日で回復します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食等で大量に調理されたカレーやシチュー、スープなどの食品。 ●加熱調理された後、室温に放置された食品。

カンピロバクター食中毒

特徴・症状	原因となる食品等
<ul style="list-style-type: none">●鶏、豚、牛などの腸管に分布し糞便等による汚染から伝染します。●微好気性（少量の酸素がある状態）という特殊な条件下で繁殖し、常温の空気中では徐々に死滅しますが、少量の菌でも食中毒を起こすため、飲料水などによる大規模食中毒が発生することがあります。●潜伏期間は2～11日と長いのが特徴です。下痢が始まる数時間から2～3日前から急な発熱（38℃前後）が起り、激しい腹痛と下痢・あう吐が主な症状です。	<ul style="list-style-type: none">●生の食肉（特に鶏肉）、飲料水、生野菜などの食品。●患者の糞便を介して感染するほか、イヌ、小鳥等のペット類から経口伝染することもあります。

腸炎ビブリオ食中毒

特徴・症状	原因となる食品等
<ul style="list-style-type: none">●腸炎ビブリオは海水中や海泥中に存在し、海水温度が20℃以上、気温が15℃以上になると大量に増殖し、魚介類に付着します。このため、この菌による食中毒は7月から9月に集中し、サルモネラ菌と同様に発生件数が多いものです。●魚介類は調理前によく水洗いし、また生鮮魚介類は短時間でも室温に放置せず冷蔵保管（5℃以下）し、専用の調理器具を使用し、使用後に洗浄、殺菌を行うことが大切です。●潜伏期間は7～20時間。症状は、上腹部の痛み、胃けいれんに似た痛み、あう吐、腹痛、下痢、発熱です。24時間で熱も下がり、2～3日で快復しますが、赤痢と誤解されることがあります。	<ul style="list-style-type: none">●魚介類の刺身やすし類が代表ですが、野菜の一夜漬けが原因となる場合があります。また、魚介類を調理した器具や手指から汚染することがあります。

ノロウイルス食中毒（感染性胃腸炎）

特徴・症状	原因となる食品等
<ul style="list-style-type: none">●電子顕微鏡でなければ見えないほどの小さな病原体で、生カキなどの二枚貝を原因とする食中毒のほか、人から人への感染も多発しています。●ノロウイルスに汚染された食品を摂取することによって感染します。共通の食品が原因となるため、特定の短時間に感染者が急激に発症します。●1～2日で症状は治りますが、感染する力が強いので、油断すると家族全員が感染してしまいます。●感染経路はほとんど経口感染で、風邪の症状と似ています。●潜伏期間は24～28時間です。主な症状は、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛で、発熱は軽度です。通常、これらの症状が1～2日続いた後、治癒し、後遺症はありません。また、感染しても発症しない場合や風邪のような症状の場合もあります。	<ul style="list-style-type: none">●汚染されていた貝類を、生あるいは充分に加熱調理しないで食べた場合、感染することがあります。●患者の糞便や嘔吐物から二次感染する場合もあります。●家庭や共同生活施設など人同士の接触する機会が多いところで人から人へ直接感染するケースもあります。

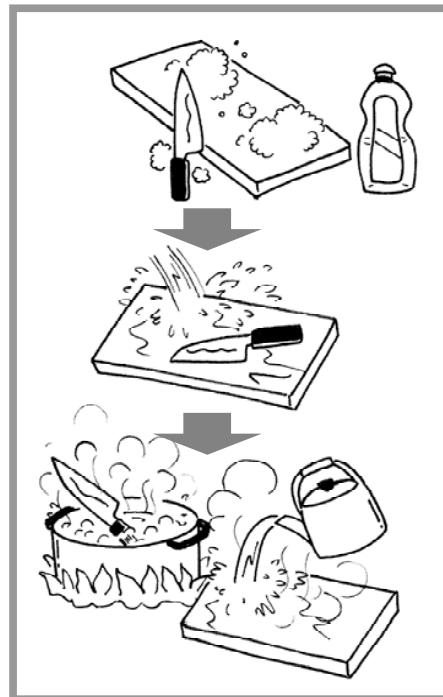
② 食中毒の予防

食中毒は、食品中に食中毒を起こす細菌がいないか、いても食中毒を起こす量まで増えていなければ発生しません。

食中毒予防の原則は、①細菌を付けない、②細菌を増やさない、③細菌を殺す、の3点です。手や調理器具の洗浄・殺菌を徹底し、細菌を増やさないように努めましょう。

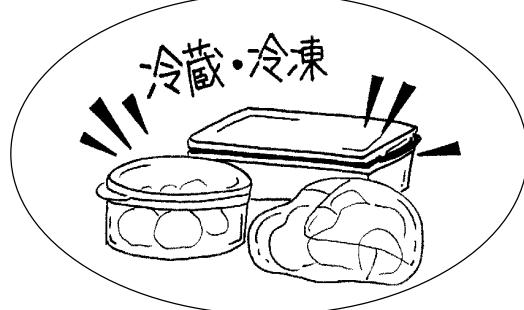
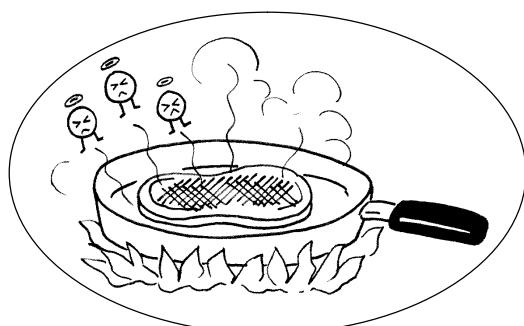
手・器具等の洗浄・殺菌

- 手は、まず、流水で洗い流した後、せっけんをよく泡立てて1分間以上もみ洗いします。次に、流水でよくすすぎ、清潔なタオルや紙タオルで拭きます。
- O-157に感染した人がいる場合は、逆性せっけんなどの消毒剤を用いて消毒します。
- 食器や器具類などは洗剤で洗った後、流水でよくすすぎ、熱湯で煮沸したり殺菌剤を使って殺菌します。洗った後はよく乾燥させてから戸棚等にしまいましょう。
- まな板、包丁などは肉・魚用と野菜・調理済み食品用とで使い分けるようにします。
- 食品原材料は、水で洗えるものは流水で洗ってから調理します。



食材の調理・保存上の注意

- 食品は、中心まで十分に加熱します。
- 肉や魚など、原材料に付いている細菌を他の食品に付けないように注意します。食品はラップに包んだり、ふたのぴったり閉まる容器に密閉して保存しましょう。
- 細菌は一般に10~60°Cの温度帯で増え、20~40°Cでは猛スピードで増殖します。食品を室温で放置するのは厳禁です。
 - *冷蔵は10°C以下（肉・魚は5°C以下）、冷凍は-15°C以下で保存します。
 - *温めて置いておく時は65°C以上の温度を保つように注意します。



給食の場合には、調理室の衛生管理に十分な配慮が必要です。

●流し台

調理用の流しは2槽設置して、食品の洗浄用と、食器・調理器具の洗浄用とで使い分けるようにします。

●給湯設備

食器の洗浄や殺菌のために、熱湯が出る湯沸かし器や給湯設備をつけます。

●冷蔵庫・冷凍庫

作る食数に見合った大きさの冷蔵庫を設置します。庫内に温度計を付けて定期的に温度をチェックし、冷蔵庫は10°C以下、冷凍庫は-15°C以下を保つようにします。

●専用手洗い器

手洗いは専用の水道を使い、手を洗うこと以外に使用しないようにします。



●ゴミ箱

ふたつきの廃棄物容器を使用します。容器置場を設定し、定期的に外部へ移動・滅菌処理し、1日1回は必ず水を使って清掃し、清潔な状態にしておきます。

●検食

万一、食中毒などの疑いが出た時に原因を究明するための検査用保存食を用意しておきます。毎食1品ごとにとて、-20°C以下で2週間以上保存しておきます。

●食器戸棚・食品保存庫

食器類を保管する戸棚は、戸をぴったりと閉め、ゴキブリやハエなどが侵入しないようにします。加熱式の食品殺菌庫を利用するのが理想的です。

③ ノロウイルス食中毒（感染症胃腸炎）の対策

ノロウイルス食中毒は、他の食中毒と同様に、まずは予防、そして発症してしまった場合の早期対応が重要です。

予防対策

- 日常的な手洗い・うがいの励行について、日頃から保険指導を徹底しましょう。
- きめ細かな健康観察を毎日実施し、早期発見に努めましょう。
- 嘔吐物の処理方法について、予め職員や保護者に対して指導しておきましょう。

もし発症したら…

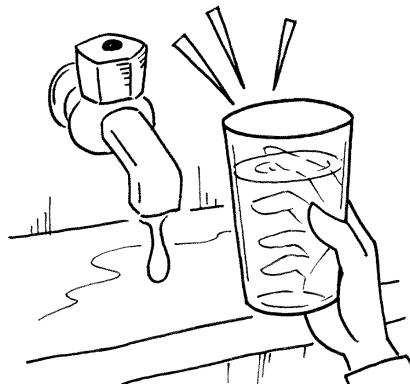
- 発症が疑われた場合は、給食室や給食センター等に連絡し、食器等の戦場の強化および残菜・残飯の処理を適切に行うよう指示するなど、感染拡大防止に努めましょう。
- 集団発生が疑われた場合は、医師と相談の上、保健所への通知および臨時休園等の措置をとりましょう。
- ノロウイルス食中毒の初期症状は、インフルエンザや風邪の場合と似ています。インフルエンザの流行期には、より慎重な対応が望まれますので、早めに受診するよう保護者に対して指導しましょう。

④ 水の衛生管理

食中毒は、しばしば飲料水の汚染が原因で起こりますので、水の衛生管理には特に注意が必要です。水道水であっても、日常、飲料に使用する水は、毎朝チェックを行い、異常が認められた場合にはただちに飲用をやめ、保健所に連絡してください。

毎朝の点検

- 蛇口から出したばかりの水を無色透明なコップに取り、色、味、においを調べます。にごりや異物（砂や鉄さび、藻のようなものなど）があれば、飲用を中止し、保健所に連絡します。
- 自家井戸水などを殺菌装置で塩素殺菌している場合には、残留塩素濃度の検査も行います。



水質検査と管理

- 水道水を直接使用している場合は、特に検査の必要はありませんが、毎朝の点検を行ってください。
- 受水槽を使用している場合や、井戸水を飲料水に使用している場合は、年1回以上、定期的に水質検査を行い、結果を保存しておきます。
- 受水槽は年1回以上清掃しましょう。また、受水槽や井戸は、ネズミや虫等が侵入しないよう、きちんと管理しましょう。
- 風水害の後など、水源が汚染されたおそれのある時は、必ず水質検査を行いましょう。

プールの衛生管理

- 入浴前に健康観察を行い、下痢症状等が見られる園児は入浴を控えさせます。
- 入浴前には、足洗い場やシャワー等で体を十分に洗いましょう。
- プールの使用前と使用中は1時間に1回以上、有利残留塩素濃度を測定し、0.4~1.0mg/Lの濃度が確保されているか確認・記録します。
- プールの使用前には設備・器材の点検を行い、故障や破損がないことを確認しておきます。また、終了後は清掃を行い、清潔な状態を保ちましょう。



⑤ 食中毒かな？と思ったら……

食中毒は、症状が表れた時にはすでに多くの園児たちに感染しているおそれがあります。

2次感染を防ぎ、状態を悪化させないために、早急に状況を調査・確認し、保健所に相談するなどの対処をしなければなりません。

お休みの園児が多い

下痢、腹痛、嘔吐などを訴える園児が多い

必要に応じて医師の診察を受ける

体調不良の園児の具体的な症状を調査する

(欠席者にも電話などで確認する)

●いつから？

●症状は？ 下痢……どんな？

腹痛……どのあたり？

発熱……何度？

嘔吐……何回？

その他の症状……発疹、咳など

他に体調不良の園児や職員がいないか確認する

最寄りの保健所に相談する

《用意するもの》

●園児の人数、年齢、クラスなどの情報

●使用水の水質検査結果

●給食の場合は、最近1週間の献立表および検食

状況により……

●給食の調理をやめる

●井戸水や貯水槽の水の使用をやめる



園児を犯罪被害から守りましょう

近年、学校において外部からの侵入者による犯罪行為により児童に重大な被害が生じる事件が起きています。

こうした事故（事件）に対しては、園児を守るとともに、教職員の安全性にも配慮するという観点から対策を講じておくことが必要です。

万一の際の、教職員間の役割分担や行動の優先順位等をマニュアル等により定め、不審者対応訓練を行うことが望ましいのは、火災や地震対策の場合と同じです。

●不審者が侵入しにくく環境整備をしましょう。

登園時、降園時以外は、門扉を閉鎖しましょう。門扉、フェンス等の破損箇所を整備しましょう。

●不審者の侵入を監視しましょう。

教職員室や事務室から、アプローチ部分や園庭を見渡せない場合は、監視カメラを設置するなど、必要に応じ、防犯監視システムの整備を行いましょう。

●園内を監視しましょう

監視等を行っていても、侵入を防げないことも想定されます。不審者が園内に留まりにくくするために、園内や園庭等の巡回を実施しましょう。また、来訪者への入り口・受付を明示し、必要に応じ、来訪者への名札等の着用要請や来訪者への声かけ等を実施しましょう。

●万一の際の、警察等への通報体制を整備しておきましょう。

教職員間で緊急事態の発生を知らせる呼笛等の携行や合図の方法の周知徹底を図りましょう。また、警報装置（警報ベル、防犯ブザー等）、通報機器（園内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）の整備を行いましょう。これらの装置や機器は、緊急時に即応できる位置に配置することが求められます。

●万一の際の、園児の避難場所、避難経路を決めておきましょう。

複数の避難経路が確保されていることは望ましいといえます。必要に応じて、訓練等を実施しましょう。

●保護者との連携を大切にしましょう。

特に登園時、降園時には、園児に加え、保護者の出入りのため、門扉は開放され、出入りの監視は困難となります。登降園時およびこれらの前後の時間帯においては、不審者を見かけたときの協力を保護者にもお願いしておきましょう。

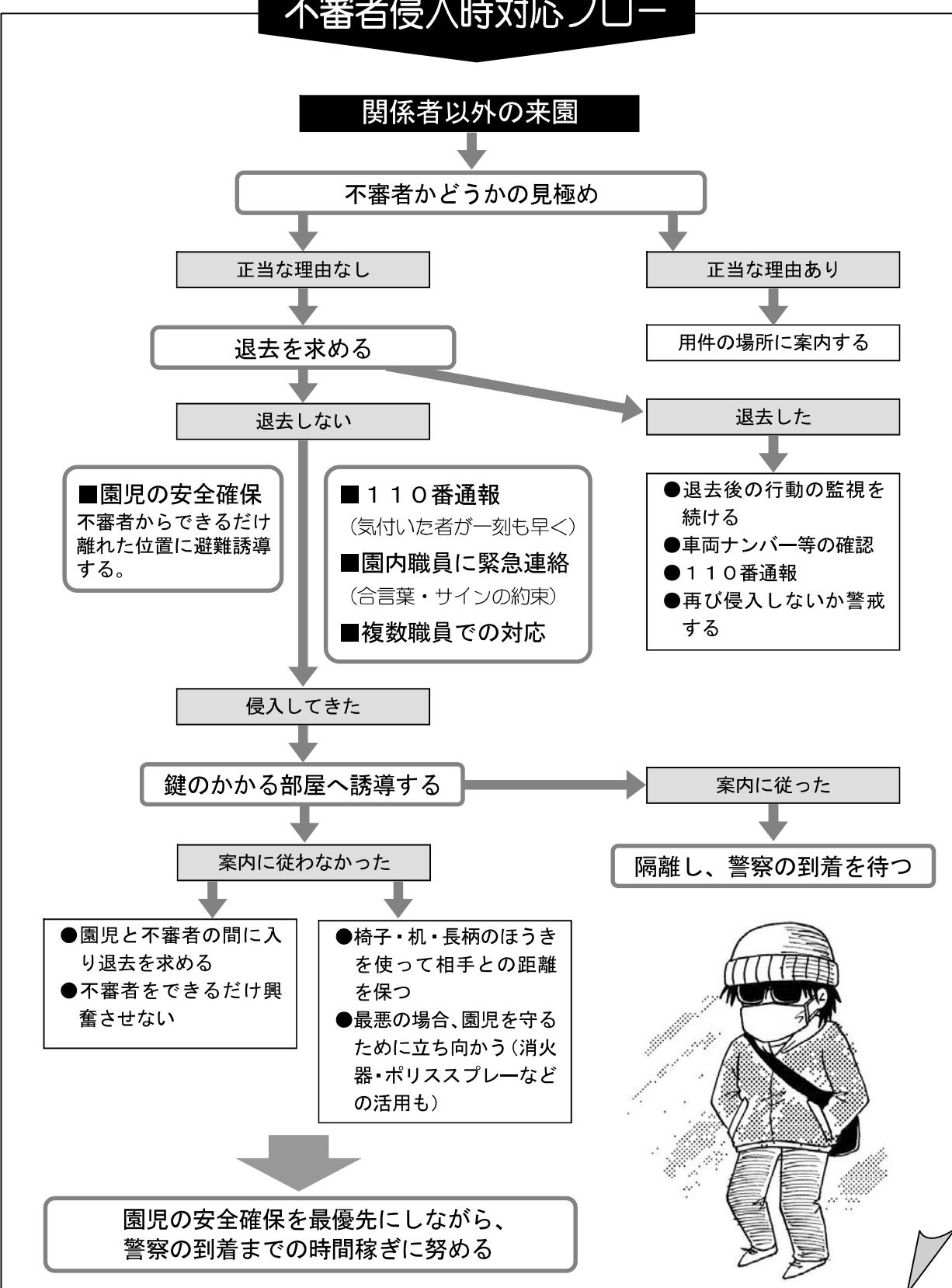
●近隣（周辺住民等）との連携を大切にしましょう。

園の周辺で不審者を見かけたら、幼稚園に即時に連絡をしてもらうなど、日頃から協力をお願いしておきましょう。また、近接する幼稚園や保育所、学校等とも連携して、日頃から不審者に対する情報を共有する体制をとっておくことも重要です。

●園児にも指導しましょう

不審者を見かけたら、すぐに教職員に声をかけるように、指導しておきましょう。

不審者侵入時対応フロー



不審者侵入対応用チェックシート

■園舎外

- 園舎は塀や柵で囲まれていますか？
- 門扉は施錠されていますか？
- 玄関は施錠されていますか？
- インターホンは備えてありますか？
- 防犯カメラは備えてありますか？

■園舎内

- 職員室から玄関がよく見えますか？
- 各保育室に通じる通信システムが備わっていますか？
- 警察や警備会社への通信システムは備わっていますか？
- 近隣への協力体制がとられていますか？

■保育室内

- 保育室または保育室の近くに通信システムがありますか？
- さすまた、盾、ポリス・スプレー、ネット、杖、棒、その他それにかわるものなどを備えていますか？
- 防犯ブザーや笛は常に備えてありますか？

5

新型インフルエンザから守りましょう

1

新型インフルエンザの基礎知識

新型インフルエンザとは？

- 新型インフルエンザウィルスとは、動物(主に鳥や豚)のインフルエンザウィルスが、人から人へと容易に感染するように変異したものであり、新型インフルエンザとは、このウィルスに感染することで引き起こされる疾患を指します。
- 季節性のインフルエンザは日本で毎年冬季に流行しますが、新型インフルエンザは、数十年一度の頻度で発生しており、発生する季節も冬とは限りません。また、人間には免疫がないため、重症化したり致死率が高くなる可能性も想定されています。
- このインフルエンザの世界的な大流行をパンデミックと呼びます。新型インフルエンザ・パンデミックは、20世紀にも3回発生しています。

通称	スペインインフルエンザ	アジアインフルエンザ	香港インフルエンザ
発生年/終息年	1918年/1919年	1957年/1958年	1968年/1969年
ウィルス型	H1N1	H2N2	H3N2
当時の世界人口 (カッコ内は日本)	約18億～20億人 (約5,500万人)	約29億人 (約9,200万人)	約35億人 (約1億200万人)
死亡者数	4,000万人	200万人以上	100万人以上

出典：厚生労働省・総務省統計局ホームページ、及び「新型インフルエンザ」(山本太郎 岩波新書)等より東京海上日動リスクコンサルティング㈱作成

- 2009年4月以降、北中米を中心に世界的な流行となっているインフルエンザA型(H1N1)は、新型インフルエンザとして対応が行われていますが、重症化する患者の割合が低く、弱毒性であるとされています。しかし、変異を繰り返すことや、流行の波が一度ではなく複数回発生すること等、インフルエンザに見られる特性をふまえ、さらなる被害の拡大が危惧されています。
- また、従来から発生・感染拡大の可能性が指摘されてきた鳥由来のH5N1型インフルエンザについても、依然としてパンデミックが発生する可能性は否定できない状況と言えます。このウィルスは、弱毒性の傾向を示す可能性があると指摘されています。そのため、今後の対策についても、H5N1型インフルエンザウィルスによるパンデミック発生等、より重大な事態の発生に備えた準備が必要であると言えます。

パンデミックの発生段階

●新型インフルエンザ対策については、発生段階を区分して最適な対策を実施することが重要です。その発生段階について日本では、世界保健機構（WHO）が宣言するフェーズを参考にし、日本独自の基準で以下の5段階に区分しています。そのため、企業や個人の家庭においても国・都道府県が判断する段階に注意して、対応することが必要です。

発生段階	状態
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
回復期	各都道府県において、ピークを超えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

出典：「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）

■潜伏期間について

潜伏期間とは、ウィルスに感染してから症状が現れるまでの期間をいいます。人によって抵抗力や免疫力が異なるため期間はそれぞれですが、一定の期間を過ぎて初めて高熱等の症状が現れます（発症）。ただし、症状が出る前からインフルエンザウィルスの増殖は始まっており、ウィルスを体外へ排出しているとされています。そのため、潜伏期間においても、他人にインフルエンザウィルスを感染させてしまう可能性があることに留意する必要があります。



② 新型インフルエンザ対策

発生前

発生前には次のような対応をしておく必要があります。

●情報の収集

各種資料、研修会でパンデミック対策について理解を深めましょう。

●保護者への情報の提供

次のような情報を提供しましょう。

- ・予防（一般的な感染予防法、ワクチン等の接種について）
- ・食品等の備蓄
 - ※食料品・日用品、医薬品の備蓄はP.40参照
- ・疑いの生じた時の対処方法（保健所等の電話番号等）
- ・休園となった場合の対処方法
 - 特に、共稼ぎ世帯等は、いざという時にどのように対処するかを各家庭で事前に考えておいてもらいましょう。

●発生時の連絡体制等の確保

連絡網の整備等、園児、職員の連絡体制を確認しておきましょう。電話の他、次のような方法もあります。

- ・ホームページ（携帯・パソコン）の活用による情報の伝達
- ・携帯メール等の一斉配信システムの導入の検討

また、電話、電気、水道、ガス、交通機関等のライフラインが止まった場合も想定しておきましょう。

●食料等の備蓄

園舎が震災等の地域の避難場所となる場合以外は、園としての食料の備蓄は必要ないでしょうが、園児の健康安全を守るために、いたずらに不安をあおることがないように充分注意をはらいつつ、保護者へ正しい情報を提供することが必要です。（農林水産省による備蓄食料品リスト参照）

●ワクチンの予防接種

年齢によって効果、副作用も異なるので、保護者から相談があった場合に情報が提供できるように、正確な情報を収集しておきましょう。重篤な副作用のおそれも皆無ではありません。

●衛生管理の充実

次のような対策が必要です。

- ・保育室の充分な換気、あるいは空気清浄機等の設置
冬期は窓等を閉めきった室内で活動することが多くなりますが、その場合は、プラズマクラスター等、ウィルス除去機能を有する空気清浄機の設置が有効であるといわれています。
「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）」を活用し空気清浄機を設置する園もあります。
 - ・園児の手洗い、うがい等の励行、お手ふきタオル等の衛生管理
※手洗い・うがい・消毒液はP.42参照
 - ・給食等の食品の安全、衛生管理の徹底
 - ・給食配膳時のマスクの着用、使い捨て手袋の着用等
十分な数量を確保することによって、パンデミック対策としてのマスク等の備蓄となります。
- ※マスクの使用方法はP.41参照

●自園の保育への共通理解

発生時には、教職員が多数欠勤することが想定されます。それに対応した職員配置がとれるように、普段から、保育内容、個々の園児について職員間の共通理解を高めておくことが大切です。

●小動物の飼育等

園での飼育の意義、飼育する小動物の種類、衛生面への配慮について検討が必要です。

●長期休業への対策（休業期間が数ヶ月にわたる場合を想定）

次のような対策が必要です。

- ・職員の給与等の財源の確保
- ・借入金の返済、業者への支払い資金の確保



発生時

発生時には次のような対応をする必要があります。

●各段階での対応（休園の周知等）

各段階において、次のような対応をしましょう。

- ・近隣で発生している場合
⇒情報の収集、保護者への情報の提供等
- ・自園の園児に発生した場合、園児の家族に発生した場合
⇒個人情報の管理、風評被害の防止
- ・自園で感染が発生した場合
⇒周知して感染の拡大を防ぐことは重要ですが、個人情報の保護にも充分配慮することが必要です。
- ・職員に発生した場合
⇒職員の家族に発生した場合の対応を検討しておきましょう。

また、次のような対応も必要です。

- ・連絡網、携帯メール、自園ホームページ等での周知
- ・園の自主的な判断による休園中における共稼ぎ世帯への預かり保育等の対応の可否の検討
関係機関から休園の要請が出た場合はその指示にしたがいましょう。
- ・休園中の園児への電話連絡等による担任との定期的なコミュニケーションの確保
- ・休園中の職員の出勤
自転車、自家用車等、公共交通機関を利用しないで出勤できる職員のみ出勤するなど、妊娠中の教職員の出勤の免除など

●監督官庁等への報告

次のような報告・連絡が必要です。

- ・都道府県、保健所等の関係各機関への連絡。休日に発生した場合の連絡先等の確認。
- ・自園の園児、関係者に感染が発生した場合の連絡。
- ・休園中の園児の状況の把握と関係機関への報告。

●災害にあわれた方（園児、保護者、職員）への対応

次のような対応をしましょう。

- ・報道機関へは、園長のみが窓口となって対応し、家族、他の関係者の個人のプライバシーの保護のため、氏名等の詳細は言わない。
- ・感染症が強毒性の場合は、関係者が死亡するという場合もありうるので、その場合、連絡する保護者の範囲（学級、学年、全園児）、葬儀への参列の可否、慶弔規定の整備等。

終息後の再開

終息後の再開に向けて、次のような対応をする必要があります。

●保育の再開

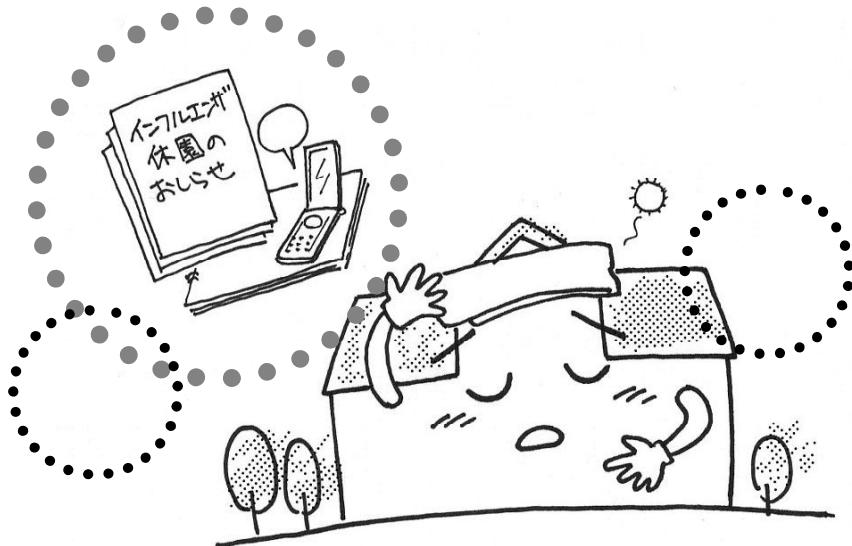
次のような対応が必要です。

- ・職員の確保
- ・園舎の消毒

●災害にあわされた方（園児、保護者、職員）への対応

次のような対応が必要です。

- ・保護者への連絡（学級、学年、全園児）、葬儀への参列等、慶弔規定の整備等、
保育料の減額等
- ・休園により教育週数が39週を下回る時は、夏期・冬期・年度末等の長期休業期
間に保育を行い、教育週数を確保する等の対応が必要となるでしょう。
- ・長期の休園を行った場合は、保育料等の減額・返金等の必要が生じる場合も想定
されます。（園則等の規定の整備）
- ・休業期間中の教職員の給与（減額等をする場合は就業規則、給与規程の整備）
私学共済の傷病手当金については、20%以上の給与の支給が条件となります。



食料品・日用品の備蓄

以下のリストを参考に、備蓄を進めましょう。赤ちゃんやペットがいる家庭では、粉ミルクや離乳食、ペットフード等も多めに買っておきましょう。備蓄をしたら、家族全員で何がどこにあるのかを把握しておけば、万が一家庭内で感染が発生しても安心です。

■食料品・日用品備蓄リスト

- 米
 - 乾めん類
 - 切り餅
 - 乾パン
 - 各種調味料ロレトルト・フリーズドライ食品
 - 冷凍食品
 - 缶詰
 - 育児用調製粉乳
 - ゴム手袋
 - 漂白剤(次亜塩素酸)
 - 消毒用アルコール
 - トイレットペーパー
 - ティッシュペーパー
 - 保湿ティッシュ
 - 洗剤(衣類・食器等)・石鹼
 - シャンプー・リンス
 - 紙おむつ
 - 生理用品
 - ごみ用ビニール袋
 - カセットコンロ・ボンベ
 - 懐中電灯
 - 乾電池
- など

農水省より発行されている「家庭用食料品備蓄ガイド」も参考になります。

<http://www.maff.go.jp/press/kanbo/anpo/090409.html>

医薬品の備蓄

新型インフルエンザ患者が押し寄せている病院に通院すれば、新型インフルエンザに感染してしまう可能性があります。パンデミック時に病院に通うことは、なるべく控えた方がようでしょう。そのためには、多少のけがや病気に対して家庭で対応できるよう、救急セットを充実させておくことが重要です。以下のリストを参考に、備蓄を進めておきましょう。

■医薬品備蓄リスト

- マスク(不織布マスク)
- 体温計
- 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
- 常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬等）
- 紺創膏
- ガーゼ・コットン
- など

食料品・日用品



医薬品



マスクの使用について

サージカルマスクやN95マスクは各メーカーからさまざまな形状のものが販売されています。使用の際は説明書をよく読み、正しい装着を心がけましょう。

■サージカルマスク

【用途】

感染者が装着し、咳・くしゃみによるウィルスの拡散を防ぎます。下記のような場合に使用します。

●感染が疑われる時

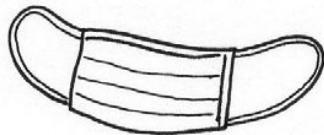
(感染が疑われる人には、咳エチケットとして装着をお願いしましょう)

【使用方法・使用上の注意】

●鼻・口・あごのあたりにすき間ができるないよう、顔にぴったり合わせます。

●一度使用したマスクには、ウィルスが付着している可能性があるのですぐに廃棄します。

●マスクを外した後は、手をきれいに洗いましょう。



■N95マスク

【用途】

ウィルス等を含んだ飛沫の吸い込みを防ぎます。下記のような場合に使用します。

●新型インフルエンザ流行時に、人混み（公共交通機関や集会等）にやむを得ず外出する時

●やむを得ず感染（もしくは感染が疑われる）者と接触する時

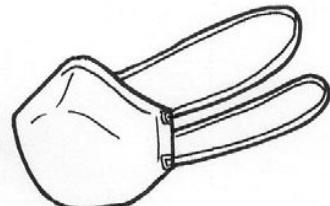
【使用方法・使用上の注意】

●鼻・口・あごのあたりにすき間ができるないよう、顔にぴったり合わせます。

●正しく装着しないとマスクの効果が発揮されないため、顔にフィットするかどうか、事前に確認しておきましょう。

●一度使用したマスクには、ウィルスが付着している可能性があるのですぐに廃棄します。

●マスクを外した後は、手をきれいに洗いましょう。



手洗い・うがいの方法

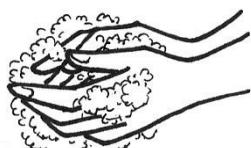
■手洗いの方法

1



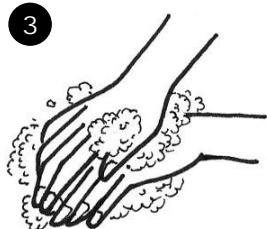
流水でぬらす。

2



石鹼をよく泡立て、手のひらを洗う。

3



手のひらで手の甲を洗う。

4



指の間を包むように洗う。

5



指先や爪を洗う。

6



親指を洗う。

7



手首を洗う。

8



流水で洗い流す。

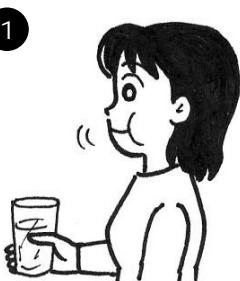
9



ペーパータオル等でよく拭く。

■うがいの方法

1



食べかす等を取るためにブクブクうがい。

2



のどの奥まで届くようにガラガラうがい。

3



もう一度ガラガラうがい。

消毒液について

現在、各種消毒液が市販されていますが、各企業・個人で購入・備蓄を行うにあたっては、その特性の違いを理解し、取り扱いにも注意しましょう。

■消毒用エタノール

- 手指消毒やドアノブ等の調度品・物品消毒にも適している
- 液体噴霧タイプ、ジェルタイプがある
- 引火性であるため、取り扱いに注意が必要
- 消防法による制限があるため、大量の保管には注意が必要

■次亜塩素酸ナトリウム

- 腐食作用・漂白作用があるため物品等への使用には注意が必要
- 消費期限が比較的短く、長期の備蓄には不向き
- 基本的に希釈して使うため、濃度に注意が必要
- 強酸性物質との反応への注意や換気が必要

【消毒液の使い方】

エタノールによる手指の消毒は、まず手洗いを正しく行った後に実施します。その場合、容器への接触を避けることができるオートディスペンサーを活用すると、さらに効果が高まります。患者が使用したトイレや患者の体液が付着した箇所については、エタノールや希釈した次亜塩素酸ナトリウムを浸した雑巾等で拭き取り掃除を行いましょう。また、衣類やリネンに汚物が付着している場合にも、消毒が必要です。消毒液を使用する際には、取扱説明書をよく読み、正しく使用しましょう。



安全対策チェックシート

園舎内		点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良	
区分	点 検 内 容			評価	異状の内容・措置
窓、出入口	窓・窓ガラス、出入口の戸に損傷はないか				
	窓・窓ガラス、出入口の戸は外れやすくなっていないか				
	引き戸、扉の開閉はスムーズか（レール、蝶番等に損傷はないか）				
	カギ締まりはきちんとできるか				
	カーテン（暗幕）の破損はないか				
	防護柵はしっかりと固定されているか				
	ペランダ・バルコニー	防護柵・手すりの高さは適当か			
		防護柵に破損・腐蝕はないか			
		防護柵はしっかりと固定されているか			
		付近に踏み台となるような机・椅子等が置いてないか			
保育室・遊戯室	机・椅子、戸棚・ロッカー、陳列台等	机・椅子に、ささくれや釘の出っ張りはないか			
		机・椅子の支柱はぐらついていないか			
		戸棚・ロッカー・用具入れ等は転倒防止措置がされているか			
		扉の開閉はスムーズか（レール、蝶番等に損傷はないか）			
		戸棚・ロッカー・用具入れ等の棚に損傷はないか			
		戸棚・ロッカー・用具入れ等の中や上に置いてあるものは、落下のおそれはないか			
		テレビ台はぐらついていないか、テレビは安定しているか			
		プラグやコードに損傷はないか			
		コードに引っかかったり、つまづくおそれはないか			
	天井・壁面、床面	蛍光灯・電灯の吊り下げ金具や取付金具に損傷はないか			
遊具・道具類		蛍光管・電球はきちんと取り付けられているか			
		天井から吊り下げているものに落下のおそれはないか			
		掲示物の画びようはしっかりとめられているか			
		壁面の額、行事黒板、展示版・掲示板等は落下のおそれはないか			
		帽子掛け・かばん掛け等のフックや金具は、体が触れても危険がないか			
		床面はワックスや水濡れで滑りやすくなっていないか			

園舎内		点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良	
区分		点 検 内 容		評価	異状の内容・措置
廊下	床面はフックスや水濡れで滑りやすくなっていないか				
	床面に凹凸、亀裂、損傷はないか				
	歩行の危険になるような突起物や段差はないか				
	壁面掲示物・額等はしっかりと固定されているか				
	通行の妨げになったり視界を遮るような物が置かれていなか				
	戸棚・ロッカー、陳列台等は転倒防止がされているか				
	窓・窓ガラス、戸などが外れたり倒れたりすることはないか				
	照明器具は損傷・ゆるみはないか				
	照明器具の明るさは適當か				
通路	滑り止めが取り付けてあるか				
	滑り止めに剥がれ、摩耗、破損はないか				
	ビニールタイルに剥がれや浮き、破損はないか				
	手すりにぐらつきや破損はないか				
	照明器具に損傷・ゆるみはないか				
	通行の妨げとなるものは放置されていないか				
昇降口	出入口の戸の開閉はスムーズか				
	出入口の戸、窓・窓ガラスに損傷はないか				
	出入口の段差は適當か				
	砂落としに損傷はないか				
	傘立てに損傷はないか				
	靴箱に転倒防止がなされているか				
	すのこに凹凸や損傷はないか				
トイレ・手洗い場	清掃用具入れに転倒防止の処置がされているか				
	ドアの開閉に異常はないか				
	たたきや足場は水濡れで滑りやすくなっていないか				
その他の	排水溝・排水口のふたは破損していないか				
	ストーブの周囲は安全か				
	室外機は園児がいたずらできないようカバー等がされているか				
屋上	屋上出入口は園児が開けられないよう施錠されているか				
保健室	医薬品・器具類の戸棚は施錠されているか				
	医薬品類等の点検・補充は定期的に行われているか				
	医薬品類の名称、使用についての指示が明示されているか				

園舎外		点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良
区分		点 検 内 容	評価	異状の内容・措置
運動場	運動場	大きな石やガラス片等の危険物が落ちていないか バスケットゴール・サッカーゴールポストは、動かないように固定されているか 防護ネットに損傷はないか		
	すべり台	登り段が壊れていないか おどり場とすべり面との間の間の溶接が離れていないか すべり面が摩耗・腐食して穴があいていないか 支柱が破損・腐食していないか、ぐらつきはないか 登り段・おどり場の手すりに破損・腐食・ぐらつきはないか 固定したコンクリート面（特に着地地点）の露呈状態は適當か すべり降りたところに障害物は置いていないか すべり台になわ等が引っかけられていないか		
	ブランコ	チェーンや座り板は腐食・摩耗していないか 接続部分・溶接部分は腐食・摩耗していないか ボルト締め部分はゆるんでいないか 全体の動きはスムーズか（注油は適當か） 支柱が破損・腐食していないか、ぐらつきはないか 固定部分のコンクリートの露呈状態は適當か こいでいる時にブランコの振幅範囲内に走りこまないような措置はとられているか		
運動場・運動遊具	うんてい等	接続部分・溶接部分は腐食・摩耗していないか 支柱が破損・腐食していないか、ぐらつきはないか 固定部分のコンクリートの露呈状態は適當か 直下の地面は整備されているか（マット等がしかれているか） 直下や固定脚の周囲に障害物はないか 握り部分に水濡れ・さび等がないか		
	鉄棒	接続部分・溶接部分は腐食・摩耗していないか 支柱が破損・腐食していないか、ぐらつきはないか 固定部分のコンクリートの露呈状態は適當か 周辺の地面に石・ガラスなどがないか（マット等がしかれているか） 握り部分に水濡れ・さび等がないか		

園舎外	点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良	
区分	点 検 内 容		評価	異状の内容・措置
運動遊具	ジャングルジム (ジム系)	接続部分・溶接部分は腐食・摩耗していないか 支柱が破損・腐食していないか、ぐらつきはないか ボルト締め部分はゆるんでいないか 固定部分のコンクリートの露呈状態は適當か 装飾部位に破損、落下の危険はないか 回転式ジムの場合、回転状態は適當か		
	登り棒・登り綱、ネット・チェーン	接続部分・溶接部分は腐食・摩耗していないか 支柱が破損・腐食していないか、ぐらつきはないか 棒・ロープ・ネット・チェーンは破損・腐食・摩耗していないか 固定部分のコンクリートの露呈状態は適當か 直下の地面は整備されているか（マット等がしかれているか）		
	遊動遊具 (遊動円木等)	接続部分・溶接部分は腐食・摩耗していないか 支柱が破損・腐食していないか、ぐらつきはないか 動きはスムーズか、きしみ・異常な動きはないか 遊動部分のささくれ等の損傷はないか		
	跳び箱	最上部の帆布部分の破損がないか、止め金具が出すぎていないか 重ね部分ははずれやすくないか、全体にガタつきはないか 接合部分に破損はないか		
	平均台	渡り部分に、ささくれ、ひびわれ等の損傷や腐食はないか 脚や接合部分に破損・ガタつきはないか		
	マット	表面の穴あきや、縫合部分のほつれはないか 石などの障害物が入ったり、乗っていたりしていないか 表面は清潔か、水濡れやべたつきはないか		
工具・器具	トランポリン	パイプの接合部分・溶接部分は腐食・摩耗していないか スプリングがはずれていないか スプリングの先端が保護されているか 帆布面の摩耗や穴あきはないか 水平な面に置かれているか、安定しているか 弾み具合は適當か		
	三輪車・箱車等	接合部分・溶接部分の破損・腐食、ボルトのゆるみはないか ペダル、サドル、タイヤは破損・摩耗していないか 回転部分の動きはスムーズか、注油は適當か		

園舎外		点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良		
区分		点 検 内 容		評価	異状の内容・措置	
園庭・付属施設	砂場	砂場の中にガラス片などの危険物はないか				
		排水状態はよいか				
		清潔面の〔消毒（日光・薬物）〕処置はしたか				
	プール	プールの底、周辺のコンクリートやタイルは破損していないか				
		沈殿物、浮遊物、ガラス等の危険物は入っていないか				
		水の浄化状況、塩素濃度は適正か				
		水深・水温は適当か				
		排水口のふたはきちんと閉まっているか、はずれやすくないか				
		プールサイドやすのこ等、周辺がすべらないようになっているか				
		シャワーや目の洗浄器は清潔で、正常に働くか				
		不要なもの、危険なもの、非衛生的なものがおいてないか				
		園児数とプールの広さは適當か				
門扉・塀	飼育小屋・池	飼育小屋の金網は破損していないか				
		池の周囲に防護柵があるか、高さは適當か				
	倉庫	使用時以外は施錠されているか				
		戸の開閉はスムーズか、破損等はないか				
		倉庫内の用具類はきちんと整理整頓され、崩れたり倒れたりするおそれがないか				
	柵	門柱にぐらつき、損傷・腐食はないか				
		門扉に損傷・腐食はないか				
		門扉・柵の高さは適當か、乗り越えられない構造か				
		門扉にきしみやがたつきはないか、車輪や蝶番に破損はないか				
		門扉の開閉はスムーズか、開閉速度は適當か				
		柵の間隔は適當か、構造は安全か				
		柵のブロック・レンガ等は崩れていないか、がたつきはないか				

行事等	点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良	
区分	点 検 内 容		評価	異状の内容・措置
遠足・園外保育	準備	目的地までの距離（乗り物・徒歩に要する時間）は妥当か		
		現地までの交通路や付近の様子を下見してあるか		
		最寄りの警察・病院の場所は確認してあるか		
		目的地の安全状態は確認してあるか		
		付き添う教職員・保護者の数は妥当か		
		保護者への通達、緊急時の連絡方法の確認はしてあるか		
運動会・お遊戯会等	出発前	園児の健康状態は良好か		
		園児の服装・靴・持ちものは動きやすいものであるか		
		園児への注意事項の伝達は十分か		
		非常用の医薬品・連絡簿は準備してあるか		
		利用駅・目的地管理事務所・バス運転手等との連絡は取ってあるか		
	行動中	園児の健康状態に変化はないか		
	人員点呼・確認・報告は時間ごと・移動ごとに行われているか			
	準備	競技・演目の内容は園児の能力にあったものであるか		
		使用する用具に破損・腐食・ゆるみ等はないか		
		運動場の広さは適当か、きちんと整備されているか		
		マイクの動作に異状はないか、音量は十分か		
		担当係の人数の配分は妥当か（監視が手薄になる部分はないか）		
		救護体制は整っているか		
		保護者への注意事項の通達はきちんと伝わっているか		
		予行演習は十分に行つたか		
		参加者全員（園児・保護者・教職員）へ安全指導・説明を行つたか		
		園児の健康状態は良好か		
		競技用具・テント等はきちんと設営できたか、支柱にぐらつきはないか		
		準備中の用具の状態に危険はないか、乱雑になつてないか		
		人員点呼・確認・報告は時間ごと・移動ごとに行われているか		

食中毒		点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良	
区分		点検内容		評価	異状の内容・措置
給 食 室 ・ 配 膳 室	設備面の衛生	調理人の健康状態に異状はないか			
		手・指は清潔か、爪が伸びていないか、指輪等ははずしているか			
		専用手洗い器が用意されているか			
		専用手洗い器の使用はきちんと守られているか			
		洗浄・殺菌用給湯機の湯温は調整されているか			
		流し台は2槽あり、食品用と食器・調理器具用で使い分けられているか			
		まな板・包丁は、肉・魚用と野菜・一般食品用で使い分けられているか			
		調理器具は毎使用後、消毒・殺菌されているか			
水 の 衛 生	食品衛生	冷蔵庫・冷凍庫には温度計があり、適温に調整されているか (冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-15℃以下)			
		冷蔵庫・冷凍庫、食品保管庫、食器戸棚の密閉性は十分か			
		保存された肉・魚類はほかの食材と隔離されているか			
		ゴキブリ・ハエなどの害虫はきちんと駆除されているか			
		廃棄物容器はふたつきのものか			
		廃棄物容器は毎使用後、水洗いされ、清潔にされているか			
		検食は規定通り保存されているか			
水道・受水槽・井戸	水道・受水槽・井戸	水の色・味・においに異状はないか、異物は混入していないか			
		蛇口・パイプは腐食・破損していないか			
		受水槽は定期的に清掃され、清潔な状態が保たれているか			
		井戸は汚染源から離れた場所に設置されているか			

	点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良
区分	点 検 内 容		評価

園内事故と賠償責任

1

幼稚園に生じる損害賠償責任

権利意識の高揚とあいまって、幼稚園事故における園関係者の損害賠償責任が著しく追及されるケースが増えています。

幼稚園事故に対して、現場の園設置者・園長・教員等の幼児教育関係者はどんな損害賠償責任を負わなければならぬかを考えておくことも、園の安全対策の一環として重要です。

① どんな事故に責任が生じるのでしょうか

園児の入園は、園児の親権者と園との間で結ばれる一種の契約です。すなわち、園はその管理下にある園児の安全を守り、万全を期して事故を防止しなければならない義務を負っているということです。

したがって保育時間中に発生した事故に関しては、ほとんどの場合、その義務に違反したということで園が損害賠償責任を追及されることになります。



園が責任を負うケース

園は、次のような場合に事故の責任を問われることになります。

①園の職員の落ち度により園児に損害が生じた場合

- 幼稚園の職員が引率して園児が登園・降園する際に、園児が交通事故に遭った場合
- 園児が保育時間中に自損事故を起こした場合

②保育中の園児の行為により第三者（他の園児も含む）に損害が生じた場合

- 保育時間中に園児の行為により他の園児にケガを負わせた場合
- 園の行事で園外に出た時に園児が他人のものを壊した場合

③園の施設・器具等により園児に損害が生じた場合

- 保育中に遊戯具が壊れて園児がケガをした場合

② 誰がどのような責任を負うのでしょうか

①園の職員の落ち度により園児に損害が生じた場合

落ち度のあった職員が直接的な加害者として責任を問われるほか、園児の総括監督義務者および職員の監督者として園長が責任を負うことが考えられます。また、園は契約違反（債務不履行）に基づく責任および職員の使用者としての責任を負うことも考えられます。

②保育中の園児の行為により第三者（他の園児も含む）に損害が生じた場合

①と同様の責任を園および園長・職員が負うことが考えられます。

この場合、園児の親権者も、子供の監督責任に基づいて損害賠償責任を負うことが考えられます。しかし、保育時間中の事故については園長・職員が親権者の代理として監督義務を負っていることから、園側の責任のほうが重くなると考えられます。

③園の施設・器具等により園児に損害が生じた場合

園は①②同様、契約違反に基づく責任を負うほか、施設・器具等の所有者として責任を負うことが考えられます。

法律に基づいて生じる損害賠償責任

幼稚園における事故が、教職員の故意または過失、および園の施設の設置または管理の手落ち等、明らかに園側に非があったことを被災者側が立証した場合、国公立幼稚園の場合は国家賠償法、私立幼稚園の場合は民法の規定により損害を賠償することになっています。

●債務不履行に基づく損害賠償責任（民法第415条）

園が園児の安全に配慮すべき義務に違反したことで生じる賠償責任です。

●使用者責任（民法第715条）に基づく損害賠償責任

園の職員に落ち度があった場合、職員の使用者として園が負う責任です。

●不法行為責任（民法第709条）に基づく損害賠償責任

「不法行為」とは、故意または過失により他人の権利を侵害して損害を与える行為をいいますが、落ち度のあった職員は直接的加害者としてこの責任を問われることになります。

また、園児の総括監督義務者である園長も、その監督義務を怠ったとしてこの責任を負うことになります。

●園の職員の監督者としての責任（民法第715条2項）に基づく損害賠償責任

園長は職員の監督者として、その監督義務を怠ったとしてこの責任を負うことになります。

●責任無能力者の監督責任（民法第714条）および代理監督者の責任（民法第714条2項）に基づく損害賠償責任

園児が他の園児など第三者に損害を生じさせた場合、園児には当然責任能力がありませんから、その親権者が監督責任に基づく損害賠償責任を負うことになります。しかし、保育時間中の園児の加害行為については代理監督者である園長先生や園の職員が、この監督責任を負うことになります。

●工作物責任（民法第717条）に基づく損害賠償責任

園の施設・器具等で園児がケガをした場合に、それら工作物の占有・所有者として幼稚園が負う責任です。

2

幼稚園で発生した賠償事故例

●事故内容

朝、マスクをして登園した園児（5歳）に対して、教員は15時頃に1回検温をしたのみで、検温結果が39.4°Cの高熱であったにもかかわらず何の処置もせず、ストーブのそばに寝かせていた。約1時間30分後に母親が迎えに来た時には、園児はうつ伏せ状態で反応がなく、唇にチアノーゼ（呼吸困難等により唇や爪等が青紫色になる状態）の症状がみられた。かかりつけの病院へ運ばれましたが、まもなく死亡した。

●事故原因と園の過失

園側は、登園時から体調不良とみられた園児に対して十分な注意を払うべきでしたが、発熱後も再検温や病院への搬送、自宅への連絡等の措置を何もとっていませんでした。

死亡と措置違反の因果関係がないことの立証は極めて困難であり、債務不履行責任が大きく問われます。

●賠償額：2,500万円

●事故内容

幼稚園ホール内で跳び箱で遊んでいた園児（4歳）が、飛び箱から落下し負傷した。病院に運ばれ即日入院したが、脊髄損傷により重度の後遺障害が残った。

●事故原因と園の過失

事故当時、ホール内では20人ほどの園児が遊んでいましたが、教員は1人でした。跳び箱を跳ぶ際には通常1名が近くで補助をしていますが、当日は1人の教員しかいなかつたうえに他の園児の面倒をみていたため、負傷した園児がどのように跳び、転倒したかは見ておらず、気付いてもいませんでした。

教員の注意欠如、園側には使用者責任等、賠償責任が発生します。

●賠償額：4,500万円

●事故内容

ストーブの周辺で遊んでいた園児がはずみでストーブ上のやかんを倒し、そばに座っていた他の園児（3歳）に熱湯がかかった。この園児が両足の大腿部に負ったやけどは、後遺障害12級を認定された。



●事故原因と園の過失

園内では石油ストーブにやかんをかけ、沸かした湯をミルクに使用したり加湿に使用したりしていましたが、ストーブの周りに安全柵は設置されておらず、園側の過失は大きいと考えられます。

●賠償額：300万円

●事故内容

幼稚園のプラスチック製簡易プールの近くで遊んでいた園児（3歳）が溺れ、手当てを受けたが2日後に死亡した。園児は誤ってプールに倒れ込み、溺れたものと思われる。

●事故原因と園の過失

事故当時、プールの近くに教員等の監視者がいなかったことにより、教員に過失責任が生じます。また、業務中の事故であり、園には使用者責任が生じます。

●賠償額：3,300万円

●事故内容

幼稚園遠足中の園児が、引率の教員が目を離したわずかの間に公園の湖上式遊歩道から転落し、水に溺れた。溺水による無酸素脳症のため高度脳萎縮があり、植物状態となった。後遺障害1級を認定、将来回復の見込みは全くない。

●事故原因と園の過失

この遠足は保護者同伴ではなく、園関係者と園児のみで実施されたものであり、わずかな時間とはいえ園児から目を離した教員の過失は明白です。この園児は3歳であることから、危険を認識し回避する能力に欠けるため、本人の過失は問えません。また、湖上式遊歩道には高さ75cmの柵も設置されており、施設の構造上の欠陥は問えません。

幼稚園にも使用者責任、債務不履行責任が発生します。

●賠償額：7,200万円

**●事故内容**

遊園地での園外保育中に、高さ約2mの遊具で手渡りしながら遊んでいた園児（5歳）が、片手を滑らせて放し、落下した。右腕に骨折および脱臼等の傷害を受け、後遺症（後遺障害12級）が残った。

●事故原因と園の過失

事故当時、監視者として教員が付き添っていましたが、危険を想定できながらも目を離したことについて教員に過失責任が生じます。また、園外とはいえ業務中の事故であり、園には使用者責任が生じます。

●賠償額：170万円



万一の事故に備えて

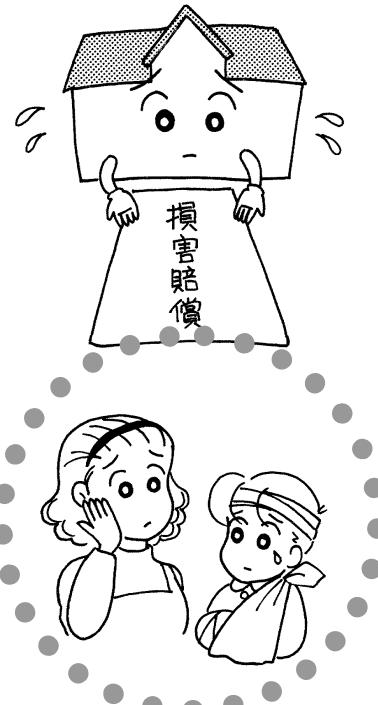
① 園内事故と損害賠償請求

これまで述べてきたとおり、幼稚園での園児の保育中に発生した事故については幼稚園の過失等が責任に問われ、損害賠償が請求されることがあります。

被害者に対して損害賠償金全額を支払う義務は責任を負う者全員にあるわけですが、そのうちの1人が一部ないし全額を支払えば、他の者はその分については支払い義務が免除されることになります(これを不真正連帯債務といいます)。

したがって、一般的には被害者側は最も財産を持っている者に対して損害賠償請求をすると考えられますので、園は必ずといっていいほど損害賠償請求の対象となるといえるでしょう。

そして、幼稚園事故における損害額は、交通事故等の場合の損害額と同等とみなされ、万一園児が死亡したような場合には、逸失利益や慰謝料など少なくとも数千万円の損害金を支払うことになると考えられます。

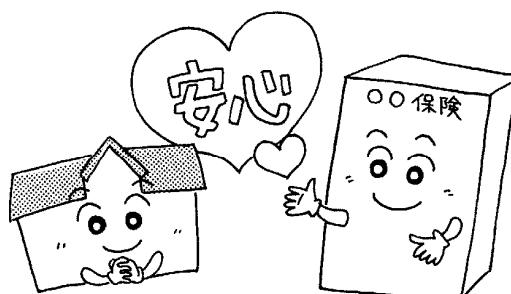


② 傷害保険・賠償責任保険のおすすめ

財政規模の小さい町村や私立幼稚園の設置者では、一時に高額な賠償金の支払いが困難な場合があり、被災者が迅速な救済を受けられないことがあります。

このような事態に対処するため、私立幼稚園の全国組織である全日本私立幼稚園連合会では、損害保険会社と契約して幼稚園についての管理者賠償責任制度を実施しています。これにより、突発的に生じる賠償金の支払いを担保し、速やかに被災者の救済が行われるようになります。

このほか、スクールバスでの交通事故、園児の降園後の交通事故やその他の事故、教職員の業務中や通勤途上における偶発的な事故や傷害に付いても各種の保険制度が実施されており、設置者や園児の保護者の判断によって、傷害保険や賠償保険の契約が締結されている例が見られます。



万一の幼稚園事故に備えてご活用ください

全日私幼連の保険制度「JK保険」

引受保険会社……東京海上日動火災保険㈱・三井住友海上火災保険㈱
エース損害保険㈱・㈱損害保険ジャパン

園が加入する保険

園経営のベースになる保険として数多くの幼稚園にご加入いただいています。

①幼稚園賠償責任保険

幼稚園施設の欠陥や教職員の過失により、園児やその他第三者の身体および物に損害を与えた場合、幼稚園が支払うべき法律上の賠償金を保険金としてお支払いします。

②幼稚園団体傷害保険

幼稚園の管理下中（園と自宅の往復や預かり保育中も含む）において園児が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払いします。また、O-157等の特定感染症による後遺障害・入院通院保険金もお支払いします。

③体験入園園児傷害保険

体験入園園児が、幼稚園の管理下中（園と自宅の往復も含む）において園児が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払いします。また、O-157等の特定感染症による後遺障害・入院通院保険金もお支払いします。

④スクールバス傷害保険

スクールバスに搭乗中の園児・教職員・運転手・保護者等の方々に生じた事故が対象となります。万一の場合の保険金支払いがスクールバスの自動車保険だけでは満たすことができないケースが多く、こんな場合にこの保険はお役に立ちます。

⑤労災上乗せ保険

政府労災で「業務災害」「通勤災害」と認定された場合、教職員に対してその上乗せとしての補償をする保険です。

⑥教職員傷害保険（引受保険会社：東京海上日動火災保険㈱・三井住友海上火災保険㈱）

教職員の方が、園の内外を問わず、業務中および出退勤途上において偶然な事故によりケガをした場合、対象となります。

⑦行事参加者の傷害保険（引受保険会社：エース損害保険㈱・㈱損害保険ジャパン）

園が主催・共催する行事または集会に参加中の保護者や園が認める参加者が、偶然な事故によりケガをした場合、補償する保険です。

教職員が加入する保険

就業中・日常生活を問わず補償されます。

①24時間・教職員傷害保険（引受保険会社：東京海上日動火災保険株・三井住友海上火災保険株）

教職員の方ならどなたでもご加入になれます。24時間、国内外を問わず事故によるケガへの備えができるばかりでなく、他の保険と関係なく保険金が支払われます。

園児の保護者が加入する保険

数多くの幼稚園を通じてご案内いただいているます。

①園児24保険

24時間フルタイム、園児のあらゆるケガや、園児を含むご家族の日常生活での賠償事故が補償されます。また、O-157等の特定感染症による後遺障害・入通院保険金や葬祭費用保険金も支払われます。大切な園児たちを守るために、幼稚園としてもご活用ください。

②PTA総合保険（引受保険会社：東京海上日動火災保険株・三井住友海上火災保険株）

園児や保護者の方々がPTA行事参加中にケガをされた場合に保険金をお支払いする「PTA団体傷害保険」と、PTA行事に起因する事故によりPTAが法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いする「PTA賠償責任保険」がセットになった保険です。

③行事参加者の傷害保険（引受保険会社：エース損害保険株・株損害保険ジャパン）

PTAが主催・共催する行事または集会に参加中の保護者やPTAが認める参加者が偶然な事故によりケガをした場合に補償する保険です。

JK保険は、上記のように園のあらゆるリスクに対応できるように構成され、幼稚園経営には最適の内容となっています。安心できる幼稚園経営に、ぜひご活用ください。

補償金額（保険金額）と掛金（保険料）の詳細はパンフレットをご覧いただき、各引受保険会社の窓口までご照会ください。

災害対策編

災害対策の基本

1

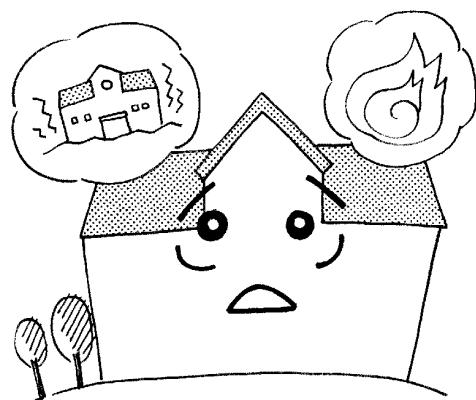
園児を災害から守るために

① 防災への心がまえ

幼児を預かる幼稚園においては、火災・地震等の災害が発生した場合に人命の安全を確保することが、極めて大きな危険・困難を伴うものとなることは想像に難くありません。

また、災害発生時には、幼稚園は公共的な立場に立て、地域の「一時避難場所」や防災拠点として開放されることも念頭に置いておかなければなりません。

園児のかけがえのない命を守り、被害を最小限に防止するために、園長を中心として全ての教職員が、日頃から幼稚園の現場で必要な防災に取り組み、万一の災害に備えることが大切です。

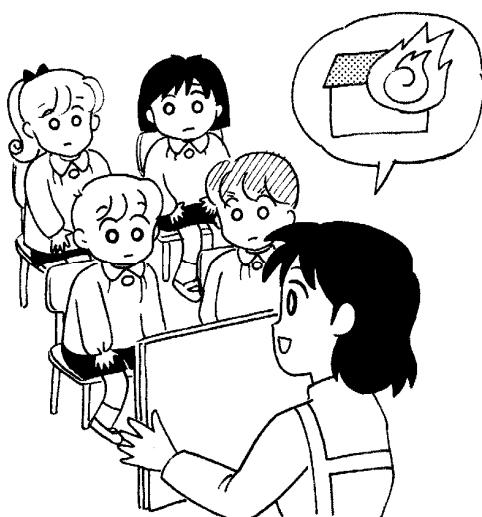


② 園児への指導

災害に直面した場合、園児に「あわてない、騒がない、押さない」といった注意をしても、そのとおりに行動させることは無理でしょう。しかし、日頃から災害に対する予備知識を与えておくことは重要です。

園児への防災指導は、普段の生活のしつけと同様、「繰り返し行う」ことが大切です。「グラッときたら、まず机の下！ 次に防災ズキンをかぶる！」といった安全標語の唱和訓練を、防災訓練の時だけでなく、毎日の朝会などでも行うようにしましょう。

テレビや新聞でのニュースをもとに、折にふれて火災・地震などの情報を園児に伝えることは大切な教育ですが、恐怖感だけを与えることのないよう配慮が必要です。防災の映画やスライド、紙芝居などを利用して、効果的な指導を行いましょう。



③ P T Aとの連携

●緊急連絡網の作成と確認

各家庭との緊急連絡網は入園時にただちに作成し、配布しておきます。また、留守宅や電話不通の事態を想定して、徒歩での連絡方法も確認しておく必要があります。

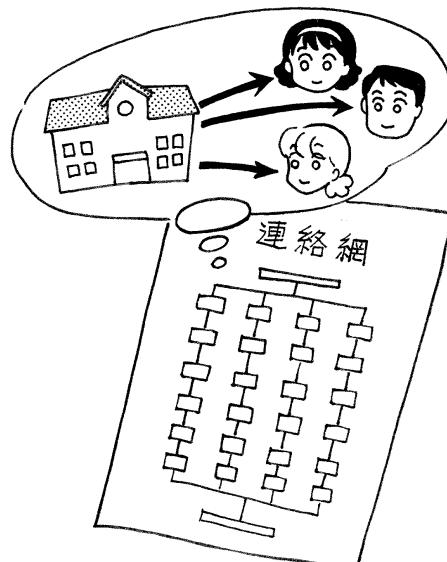
連絡先等内容のチェックと利用の手順、また園児引き渡し方法の確認を、保護者会などの席上で定期的に行い、周知徹底を図りましょう。

●非常食の準備

園児の個人用の非常食は、入園時にパックで購入してもらい、園内に常時保存し、卒園時に各個人にお返しするという方法をとることが望ましいでしょう。

●園児の引き渡し

災害の発生により避難活動を行った後には、混乱した状況の中で園児を保護者に引き渡すことが想定されます。保護者への連絡と引き渡しは、必ず「園児引き渡しカード」に基づいて、確実に行いましょう。



④ 消防署・地域防災センター等との連携

防災指導・訓練を効果的に行うためには、消防署などの専門機関により、正規の指導を受けることが不可欠です。

地域の消防署や防災センター等に定期訓練の計画書を提出し、防災指導・訓練時の協力を申し込みましょう。

また、これらの専門機関では隨時見学会や講習会、防災ビデオ等の貸し出しなどを受け付けていますので、積極的に相談・活用するとよいでしょう。



2

災害対策に必要な組織・体制

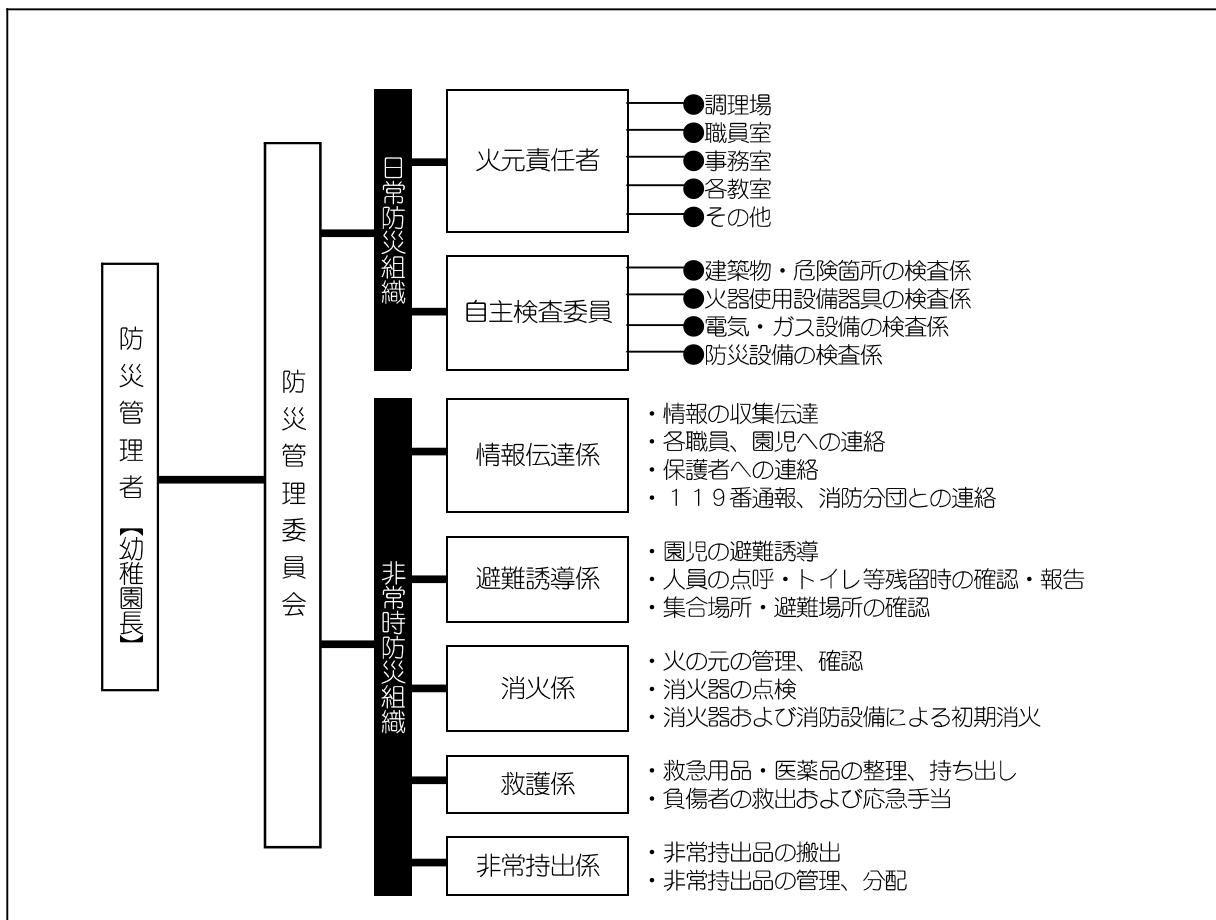
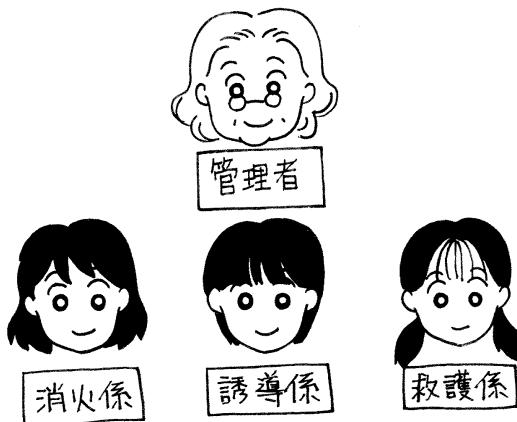
1 防災および救急体制の整備

● 災害対策会議の設置

災害による被害を最小限に押さえるには、きちんと系統立てられた組織・体制に基づいて、冷静に行動することが必要です。災害の発生に落ち着いて対応できるよう、毎月1回、定期的に災害対策会議を設けて、組織・体制の整備、行動計画の作成、防災訓練に取り組みましょう。

● 防災組織作り

防災管理者である幼稚園長以下、日常点検および非常時の役割分担を決め、各人が責任をもつて対応するよう徹底しましょう。



② 防災計画の策定と防災活動の実施

●防災計画の策定

年初の災害対策会議において、年間に実施すべき防災訓練・防災指導の内容を検討し、月ごとのテーマおよび目標を計画します。

●定例報告会の開催

危険箇所の安全点検および防災備品等のチェックは、防災訓練とは別に毎月実施し、定期的に確認・報告を行うシステム作りを徹底しましょう。

防災活動の流れ

災害対策会議

- 防災訓練・防災指導の内容確認、目標の設定
- 年間計画の策定

防災点検の実施

- 危険箇所の点検
- 防災設備の点検
- 防災備品の点検

防災訓練の実施

- 避難訓練
 - ・地震避難訓練
 - ・火災避難訓練
 - ・集合訓練、点呼訓練
- 体験訓練
 - ・消火訓練
 - ・地震体験訓練
 - ・防災用具・設備使用の講習会
- 応急救護訓練
 - ・応急処置と救急法の実技講習会
- 情報伝達訓練
 - ・緊急連絡網による情報伝達訓練
 - ・保護者参加による園児引き渡し訓練
- 防災指導
 - ・映画・スライド、紙芝居等による防災指導

など

定例報告会

- 防災点検、防災訓練の報告
- 問題点の検討、解決

消防計画の作成

消防法では、収容人員が30名以上または50名以上の多数の者を収容する建物の管理権原者は、防火管理の推進役として防火管理者を定め、その防火管理者に消防計画を作成させなければならないと定めています。そしてその消防計画に基づき、災害に備えての消火、通報および避難の消防訓練、消防設備等の点検、火気の使用や取り扱いの監督、避難施設の維持管理などの防火管理上必要な業務を行わせなくてはなりません。また、作成した消防計画は、消防署長に届けなければなりません（変更したときも同様です）。以下の消防計画作成例を参考にしてください。

幼稚園の消防計画作成例

○○○消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、_____に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 園長 ○○ ○○			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
1階	年少組主任 ○○ ○○	事務室	○○ ○○
		○○組	○○ ○○
		○○組	○○ ○○
		厨房	○○ ○○
2階	年中組主任 ○○ ○○	○○組	○○ ○○
		○○組	○○ ○○
		○○組	○○ ○○
3階	年長組主任 ○○ ○○	○○組	○○ ○○
		○○組	○○ ○○
		○○組	○○ ○○

災害対策編

参考. 消防計画の作成

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日2回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回		
消防用設備等		1日1回		

- 2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
- 3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、〇〇〇〇（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。

(従業員等の遵守事項)

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 園児等の手の届くところにマッチ、ライターを置かない。
- イ 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 廉房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、リネン室等の施錠を行う。
- ウ トイレ、洗面所、リネン室等の巡回を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（玩具、いす、自動販売機等）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、〇〇〇〇（防火管理者又は防火担当責任者）に報告する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するため（〇〇防災株式会社に委託して）次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施年月日		
	外観点検・機能点検		総合点検
消火器	月 日	月 日	月 日
屋内消火栓設備	月 日	月 日	月 日
自動火災報知設備	月 日	月 日	月 日
誘導灯	月 日	月 日	月 日
(非常)放送設備	月 日	月 日	月 日
避難器具	月 日	月 日	月 日

- 2 防火管理者は、消防設備の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、〇〇〇〇（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。
- 3 消防設備の法定点検の結果は、1年（3年）に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりにする。

自衛消防隊長	通報連絡班 班長 (〇〇 〇〇) - 班員 (〇〇 〇〇) (〇〇 〇〇)
	消火班 班長 (〇〇 〇〇) - 班員 (〇〇 〇〇) (〇〇 〇〇)
	避難誘導班 班長 (〇〇 〇〇) - 班員 (〇〇 〇〇) (〇〇 〇〇)
任務分担	
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。 園内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。 負傷者等の搬送を行う。

※ 必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数量	備蓄場所
飲料水（1人1日あたり3リットル）		職員室
非常用食料（缶詰、乾パン等）		
応急手当セット（三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）		
懐中電灯、乾電池		
携帯用ラジオ		

キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数量	保管場所
ヘルメット		1階倉庫
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		
軍手		

※ 備蓄品内飲料水及び非常食にあっては、帰宅困難等により園内に滞留が予想される職員数及び園児数等を満たす数量を確保する。

救助救出用資機材にあっては、保安要員数を満たす数量を確保する。

(2) 地震発生時の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、それぞれが身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は園児等に知らせる。

イ 警戒巡回

消火班は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡回する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、園児等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 園児等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 園児等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 園児等を広域避難所（〇〇公園）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(判定会招集から警戒宣言が発令されるまでの措置)

- 第9条 判定会招集の情報を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。
- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。
 - 3 職員及び園児等に対し、放送設備により判定会招集情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。
 - 4 判定会招集時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- (1) 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。
 - (2) 幼稚園児は、保護者への引渡しを原則とする。ただし、引渡しまでの間は、幼稚園で保護する。
 - (3) 警戒宣言発令中は、幼稚園は休園とする。
- 2 自衛消防隊は、次の活動を行う。
 - (1) 情報収集・伝達
通報連絡班は、次のことを行う。
 - ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - イ 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。
 - (2) 応急対策
消火班は、次のことを行う。
 - ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。
 - イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
 - ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。
 - エ 非常持出品の準備を行う。
 - (3) 安全誘導
避難誘導班は、次のことを行う。
 - ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。
 - イ 避難誘導班は、園児等が混乱しないで下校できるように誘導する。
 - 3 授業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条2項第2号に定める応急対策を行ふ。
 - 4 職員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

災害対策編 参考. 消防計画の作成

(教育訓練)

第11条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新規職員	採用時	採用時 1回	<input type="radio"/>		
職 員	○月、○月	年2回	<input type="radio"/>		
	朝礼時	必要な都度		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
備 考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	○月・○月	震災訓練	○月
避難訓練	○月・○月		
通報訓練	○月・○月	総合訓練	○月

(消防機関への報告、連絡)

第12条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

災害対策の実践

1 災害への備え

① 危険箇所のチェック

園舎内のチェック

建物

●まず耐震・耐火診断を

園舎や建物は専門家の耐震・耐火診断を受け、問題点があれば早急に対策を講じましょう。

●ガラスの飛散防止

中程度の地震でも、ガラス戸の損壊によってガラス片が飛散し、予想以上の災害となります。ガラス戸は、飛散防止のシートを貼るか、アクリル製か網目ガラスに替えましょう。また、天井の蛍光灯は落下しやすくなっているか点検しましょう。

●配置図を用意

園舎内の配置図を用意し、配電盤・配電図、ガス・水道の元栓、消火器の配置などを明記して見やすいところへ掲示しておきましょう。

出入口・避難通路

●避難通路の安全点検

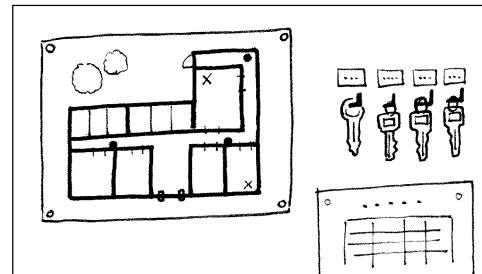
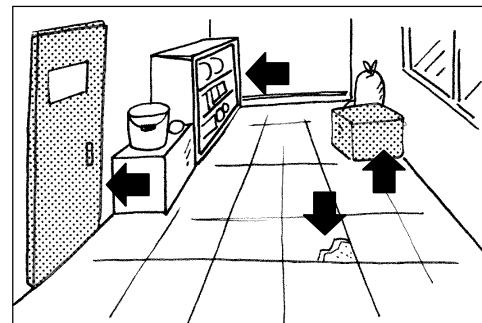
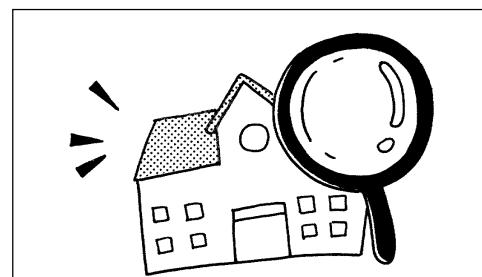
大勢の園児がすばやく避難できる状況を想定し、出入口や避難通路の周辺は常に整頓して、広いスペースを確保しておきましょう。また、避難通路には障害となるような床の破損や、物品の放置がないか点検しておきましょう。

●出口の確保

地震によりドアや引き戸が動かなくなったりした場合に備えて、各保育室や出入口の近くにバール・かなづなど適当な用具を配備しておきましょう。

●カギの所在明示

各部屋のカギは使用箇所を明記して、わかりやすく、取りやすい場所にまとめておきましょう。



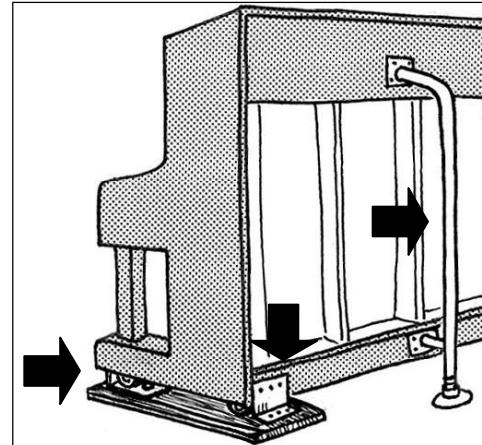
大型機器類の転倒・落下防止

- ロッカー、本棚等は壁面や床・天井面に固定して転倒を防ぎます。また、中のものが飛び出さないように扉はしっかりと閉まるようにしておきましょう。
- グランドピアノはキャスター部分を固定して、地震の際の暴走を防止しましょう。また、アップライトピアノは底部を床に固定して転倒を防止しましょう。

火元の安全対策

●暖房器具

ストーブ等の周辺には燃えやすいものを置かないよう注意しましょう。
必ず耐震自動消火装置付きの器具を使用し、灯油やガス漏れの原因となる破損等がないかきちんと点検しておきましょう。

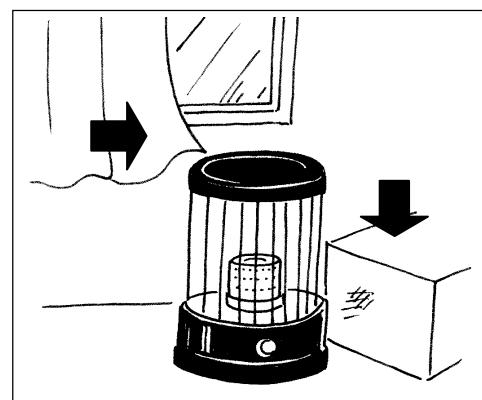


●給湯室・給食室等

ガス栓やガス管は破損・老朽化していないか、定期的に点検しましょう。ガス器具を使用していない時には、元栓を必ず締めましょう。

●電気コード・コンセント

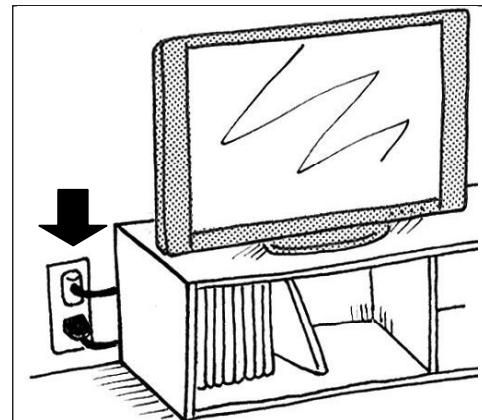
電気コードやコンセントは破損・老朽化していないか、定期的に点検しましょう。コンセントの周囲にたまつたほこりが火災の原因となることもあるので、きれいに清掃されているかも確認しておきましょう。



園舎外のチェック

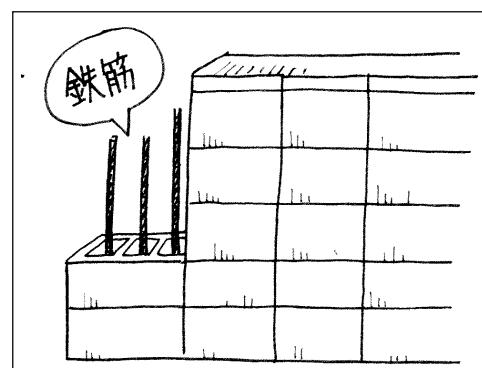
園庭

- 園庭内を第一避難所とし、その安全性に気を配ることが大切です。



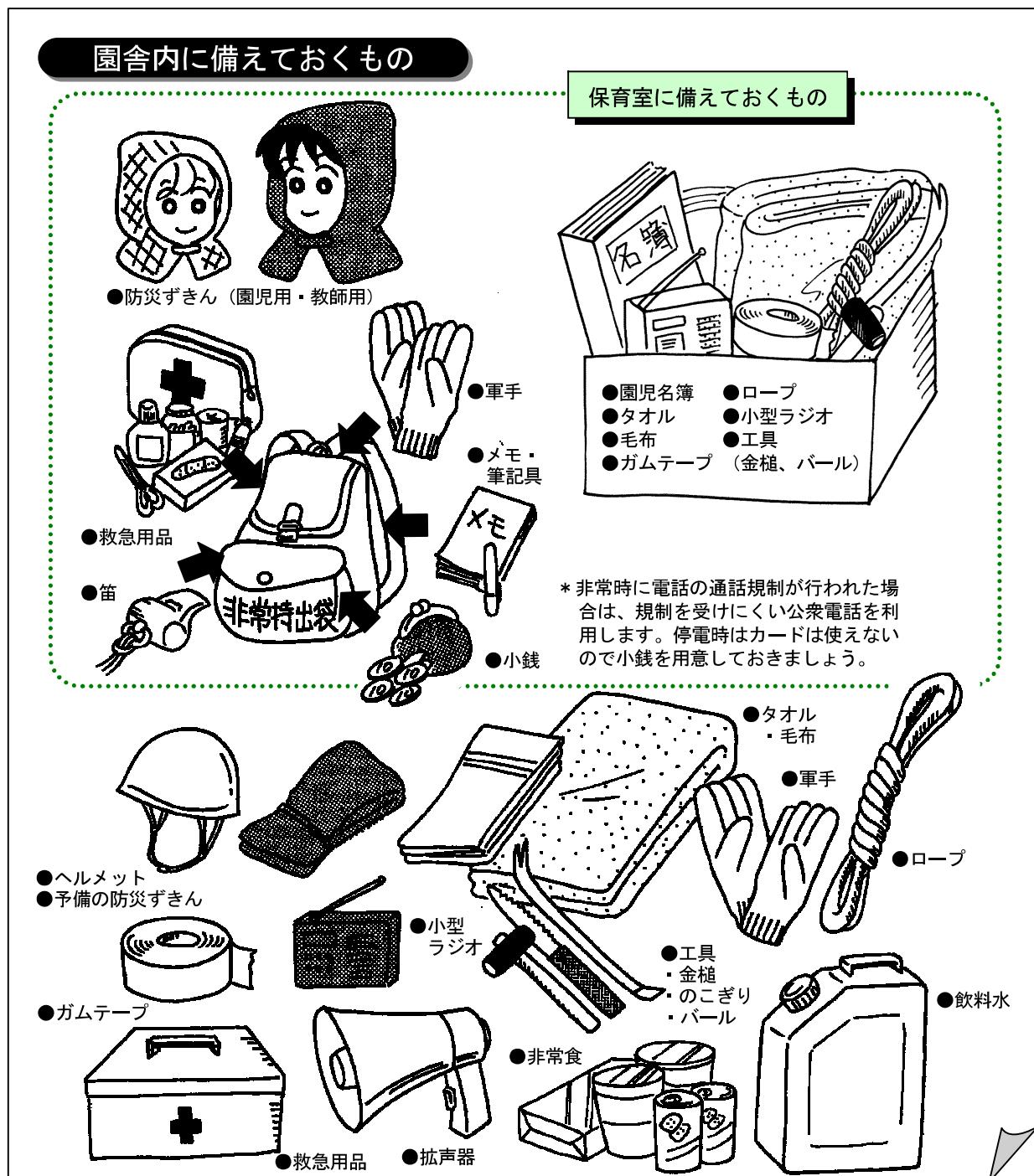
塀・門扉

- ブロック塀は建設の段階から、鉄筋製のものにしておくなど耐震性に留意しておくことが大切です。
- ブロック積みの門柱は崩れやすく、それに連動して門扉が倒れるおそれがあります。特に重量のある鉄扉は危険性が高いので、耐震性を確かめておきましょう。
- 石垣はブロック塀以上に危険なものです。建築士など専門家の点検を受け、必要な改善を行ってください。

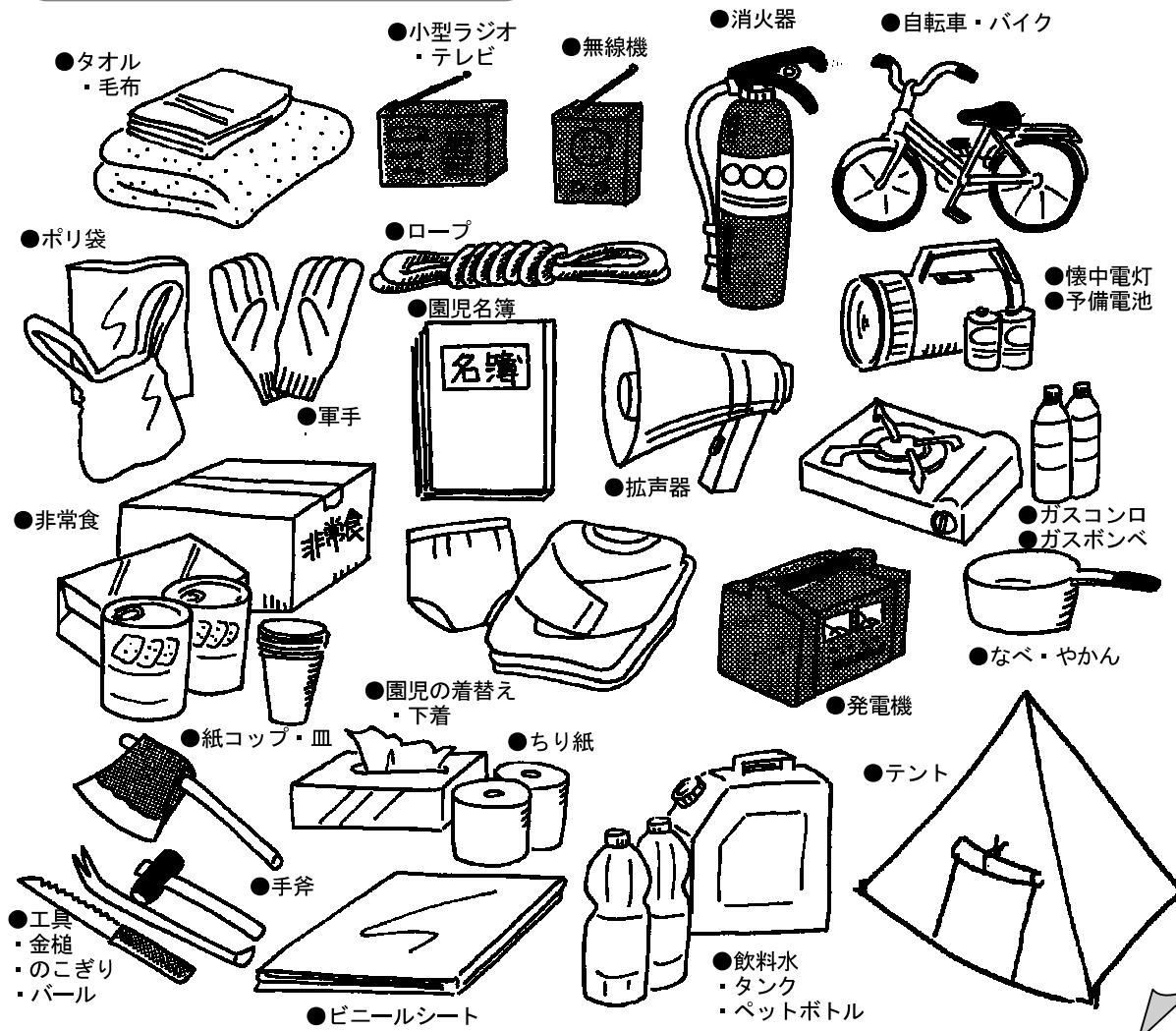


② 防災備品の準備と点検

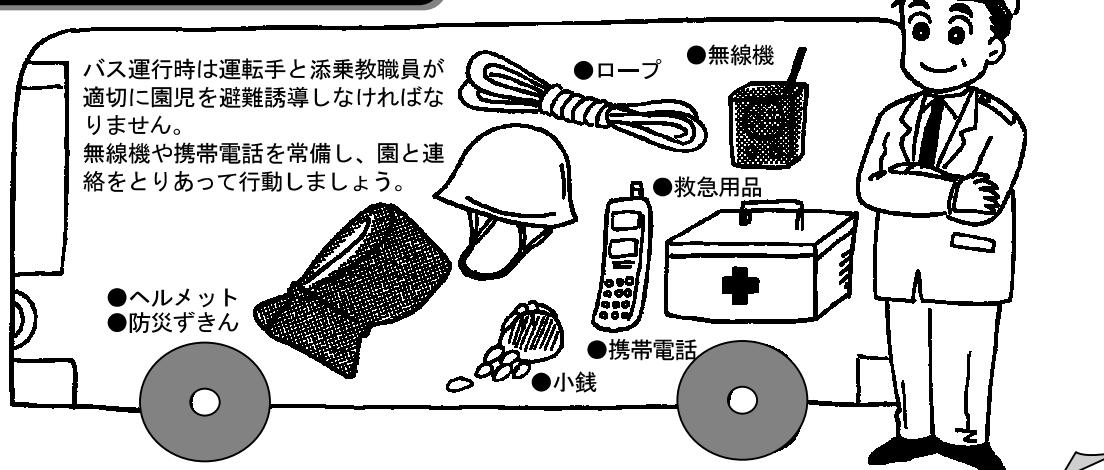
防災用具・備品・非常持ち出し品などは、せっかく用意していても、使い方がわからなかつたり、使えなかつたりしたのでは役に立ちません。消火器等の防災用具は訓練によって使用方法を熟知しておき、また、薬や非常用飲料水・食品などは消費期限を確認して、足りないものや古くなつたものは隨時補充しておきましょう。



園地内に備えておくもの



通園バス等に備えておくもの



③ 防災指導・訓練の実施

災害時の対処法は、知識と実技の両面から繰り返し訓練し、習得することが大切です。

また、防災訓練がマンネリ化したり手を抜いたものとならないように、常に園長を中心に教職員一丸となって、園児の生命を守ることの大切さを認識して取り組みましょう。

訓練の終了後には必ず報告会を行い、評価や反省点、解決策を明らかにして、訓練の成果を生かせる対応を考えましょう。

避難訓練

●地震避難訓練

地震発生時の基本的な行動のしかたを身につけます。
(防災ズキンをかぶる 等)

●火災避難訓練

火災発生時の基本的な行動のしかたを身につけます。
(非常ベルが鳴っても騒がない、静かに先生の指示を聞く、ハンカチ等で鼻と口を押さえ、低い姿勢で移動する 等)

●集合・点呼訓練

騒がずに、はや足で移動し、所定の場所へ集合させます。また、人員確認・報告をすみやかに行います。

●園外避難訓練

園外の地域指定避難所まで実際に誘導してみます。□一ブ等を使って、列を乱さず、はや足で移動する訓練を行います。



体験訓練

●消火訓練

消火器やバケツリレーによる消火実技訓練を行います。

●地震体験訓練

起震車に乗車しての模擬体験を通じて、実際の感覚をつかみます。

●防災用具使用の講習会

避難はしご、救助袋等の使用方法を覚え、実際に使用しての避難行動のしかたを訓練します。



応急救護訓練

●応急処置に関する基礎知識や技能を習得します。災害時以外の事故の時でも必要になる知識ですから、基本を覚えて実践に役立てましょう。

- ・手当の基本
- ・病人・負傷者の看護と運搬法
- ・包帯法、止血法
- ・骨折・脱臼・捻挫等の処置
- ・心肺蘇生法



情報伝達訓練

●園内での情報伝達訓練

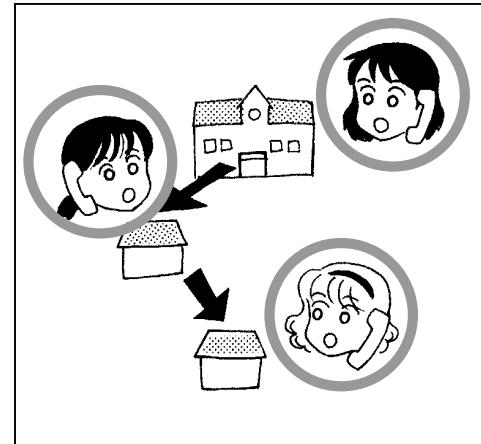
園内での情報伝達が確実に、速やかに行われるよう模擬訓練を行います。

●緊急連絡網による情報伝達訓練

緊急連絡網を使って、実際に情報伝達を行ってみます。留守がちな家庭においても緊急時の情報伝達ができるかどうか、可能な限りあらかじめ確認しておきたいものです。

●園児引き渡し訓練

保護者参加で園児引き渡し訓練を行います。



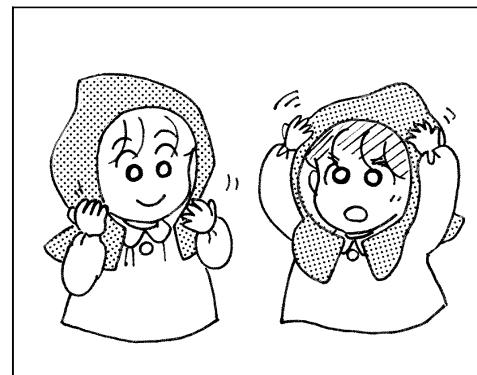
防災指導

●防災呼称訓練

「グラッときたら机の下」「あわてない、騒がない、押さない」などの防災キヤツチフレーズを朝会等でも呼称訓練させ、覚えさせましょう。

●防災知識・情報の学習

映画やスライド、紙芝居などを利用して、防災知識を説明します。地震や火災が起きた時の行動のしかたや、火事を起こさないための火の用心など、一方的に教えるだけでなく、考えたり話し合ったりしながら、理解を深めさせるようにしましょう。



2 災害への対応

1 災害発生時の行動のポイント

地震発生時の対応

保育室にいた場合

- ただちにストーブの火を消し（冬期）、窓・扉を開けて出入口を確保します。
- 揺れが収まったら、防災ずきんをかぶらせます。
- 静かに、はや足で避難場所へ集合させ、人員点呼・確認・報告をします。



園庭にいた場合

- 園庭にいる時に地震が発生した場合には、すみやかに園庭中央付近に園児を集合させ、人員点呼・確認をし、待機します。

園外にいた場合

- 園外活動中に地震が発生した場合は、まず建物から十分に離れた場所へ園児を誘導します。人員点呼・確認をした後、園と連絡を取り、指示を受けます。
- 特に、海岸や山・崖の近くにいたときは、揺れが比較的軽かった場合でも即刻活動を中止し、すみやかに園へ帰りましょう。

■警戒宣言が発令された時の対応方法

	在園中	登園中	降園中
基本	園児の身の安全を確保し、帰宅させる	いったん登園させたのち、帰宅させる	そのまま帰宅させる
対処方法	<ul style="list-style-type: none">①園児を保育室に集めましょう。②園児の動揺を静め、行動の基準確認を行い、指示しましょう。③行動の前後に人員の確認をしましょう。④園長の指示で避難誘導をしましょう。⑤園児名簿、笛、救急用品を携行しましょう。⑥保護者への園児引き渡しは「園児引き渡しカード」で確認して行いましょう。⑦引き渡しのできない園児を掌握し、保護しましょう。⑧防災活動の準備にあたりましょう。	<ul style="list-style-type: none">①発令時に自宅にいる園児は、自宅に待機させましょう。②登園中の園児は、そのまま登園させましょう。③登園した園児を保育室に集めましょう。④園児の動揺を静め、行動の基準確認を行い指示しましょう。 <p>※以降、在園中の③以降と同様に対処しましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none">①降園中の園児は、そのまま帰宅させましょう。②幼稚園に残っている園児を保育室に集めましょう。③園児の動揺を静め、行動の基準確認を行い指示しましょう。 <p>※以降、在園中の③以降と同様に対処しましょう。</p>

火災発生時の対応

- 非常ベルが鳴ったら、園児を教師の側へ集め、騒がないように指示します。
- 緊急放送・連絡を待ち、出火場所を確認します。
- 延焼を防ぐために窓を閉め、カーテンを開けます。
- ハンカチ等で鼻と口を押さえ、低い姿勢で移動させます。静かに、はや足で避難場所へ集合させ、人員点呼・確認・報告をします。
- 消火係は出火場所を確認の後、可能ならば消火器による初期消火を行います。

避難経路の確保

- 災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路が使えなくなる事態も想定できます。避難経路や避難先は必ず2方向以上確保しておき、状況に応じて速やかに最も安全な経路で避難できるよう、伝達・確認に万全を期しましょう。
- 津波や山・崖崩れの危険が考えられる地域では、園外の地域指定避難所まで移動するケースもあり得ます。テレビやラジオ、地域放送等で正確な災害情報が得られるまで、慎重に待機します。
- 地域指定避難所まで移動する場合には、ロープ等を使って誘導し、列を乱さず、はや足で移動させます。

応急処置と救急法

●医療品の準備・点検と持ち出し

救護係は非常用の医療品を持って避難します。日頃から、準備・点検を万全にし、いざという時にあわてたり、不足がないようにしておきましょう。

応急手当て

応急手当てでは、次の6つのこと 注意しましょう！

- ①まず、自分自身の安全を確保します。
- ②傷病の状態の悪化を防ぎます。
- ③医薬品は原則として使用しないようにします。
- ④生死の判断をしないようにします。
- ⑤医師に渡すまでの応急手当てに留めます。
- ⑥必ず医師の診療を受けさせます。

☆園児が出血したら……

●直接圧迫止血

傷口に清潔なガーゼをあてて、手でしっかりと押さえたり、包帯を少し強めに巻いて圧迫しましょう。傷が手足にあれば高くあげて、動かないようにしましょう。多くの場合はこの方法で止まります。

●関節圧迫止血

直接圧迫止血で止まらない場合には、直接圧迫をしたまま心臓に近い止血点を指や手で圧迫して止めます。

☆園児が骨折したら……

●骨折かどうかの判断の目安

- 変形する。
- 動かしたり触ると激しい痛みがある。
- 動かせなくなる。
- 腫れる。
- 皮膚の色が変わってくる。

●応急対応

- ①骨折部を安静にしましょう。
- ②添え木をあてて動かないように固定しましょう。
※添え木は骨折部の上下の間接を含めることのできる充分な硬さ、幅のあるものを使いましょう。身近にある板、ダンボール、新聞紙、週刊誌、傘なども利用できます。添え木がない場合は、腕なら三角巾などでつるして体に、足なら健康な足に固定しましょう。
- ③傷があるときは、傷は洗わず、清潔な布やガーゼをあてましょう。骨が突き出ている場合には無理に骨を押し込まないようにしましょう。



園児の引き渡し

●在園中の場合の対応

- ①ただちに人員点呼を行い、所定の場所へ避難・誘導します。
- ②保護者の迎えを待つ間は、興奮したり不安がらないよう、絵本や紙芝居を見せるなどして過ごしましょう。
- ③保護者へ園児をスムーズかつ確実に引き渡すため、引き渡し場所を設置し、引き渡しカードに基づいて順番に対応します。

●登園中の場合の対応

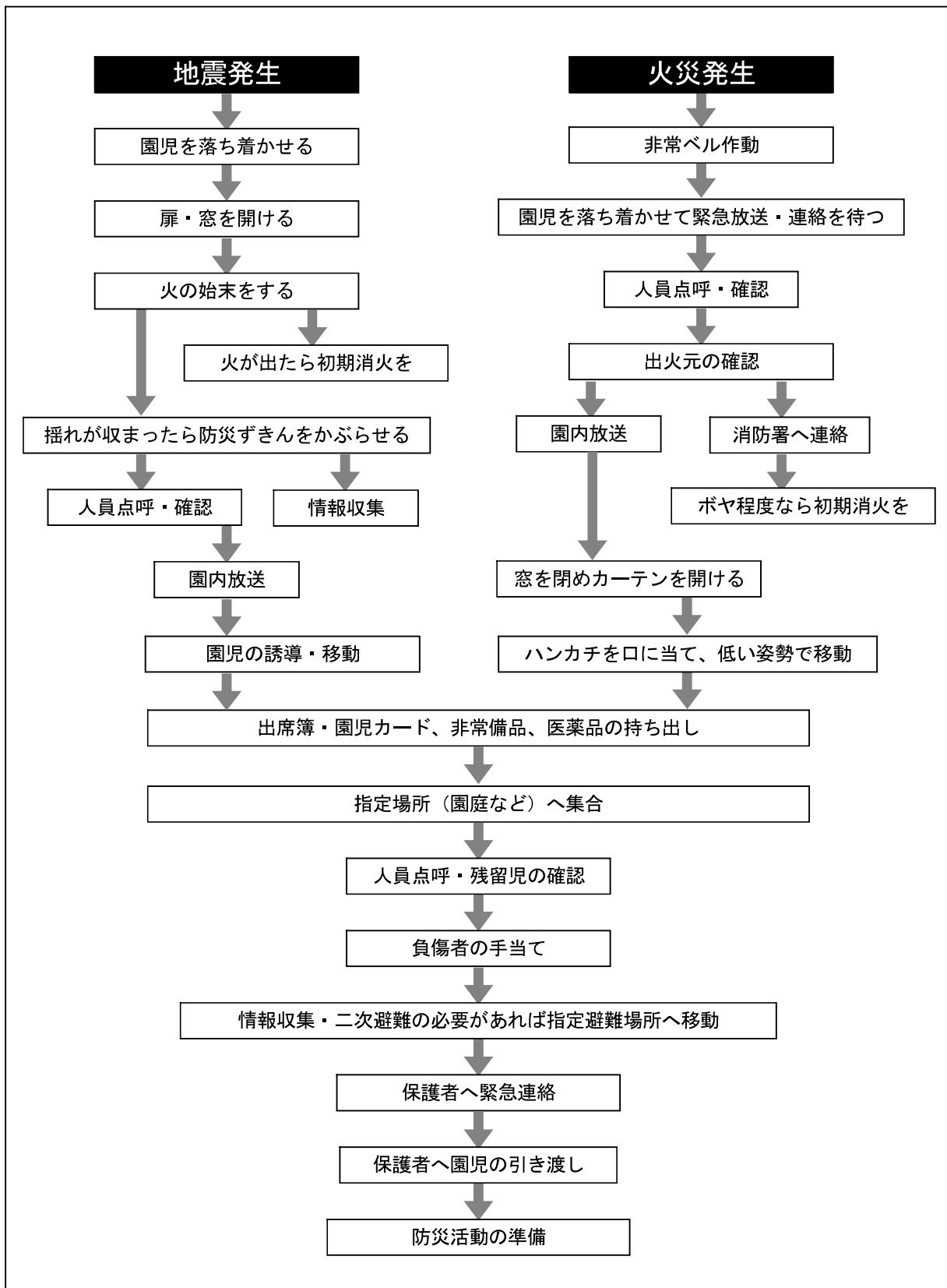
- ①保護者と一緒に登園中、あるいは通園バスを待っている場合は、ただちに帰宅させ自宅で待機させます。
- ②通園/バスで登園中の場合は、そのまま登園させ、園の指示を仰ぎます。
- ③保護者の迎えがあった場合は責任の所在を明確にしたうえで引き渡します。



園児引き渡しカード

組			血液型	
氏名			生年月日	
住所			自宅電話番号	
保護者（父）		緊急時連絡先・TEL		
保護者（母）		緊急時連絡先・TEL		
引き渡し場所	受取人氏名		続柄	確認
引き渡し担当者	年月日・時刻		確認	

② 災害発生時の行動フロー



災害対策チェックシート

危険箇所		点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良
区分		点検内容	評価	異状の内容・措置
建物	専門家による耐震診断を受けているか			
	専門家による耐火診断を受けているか			
	外壁・柱等（特に基底部）に破損・ひびわれ・腐食はないか			
	屋根・外壁は破損や剥離がないか、落下の危険はないか			
	雨どいは固定されているか、落下の危険はないか			
	建物内の防災設備配置図、配電・配線図等を用意してあるか			
出入口・避難通路	ドアや引き戸の開閉はスムーズか			
	出入口付近のスペースは十分か、障害となるものは置いていないか			
	廊下・階段に障害となるものは置いていないか			
	廊下・階段の床は破損していないか			
	各所のカギはわかりやすく保管されているか			
	非常口のサインは適切な場所に設置されているか			
園舎内	戸棚・ロッカー・用具入れ等は壁面および床面に固定されているか			
	固定していないロッカー類は、ぐらつきや転倒の危険がないか			
	高い位置に物品を積みすぎていないか、落下の危険はないか			
	扉付きの本棚は揺れても扉が開かないか			
	ピアノは底部が床に固定されているか			
	テレビ台はぐらついていないか、テレビは安定しているか			
ガラス、照明器具	窓・ドア等のガラスは破損しにくい材質のものか、あるいは飛散防止シート等による処置がされているか			
	窓・ドア等の枠は破損していないか、外れやすくなっていないか			
	蛍光管・電球は固定されているか、落下の危険はないか			
	落下して破損し、破片が飛び散るようなものが高い場所にならないか			
電気関係	電気コード、コンセントは破損・老朽化していないか			
	コンセントとプラグの周囲に綿ほこりがたまっていないか			
	コンセントはタコ足配線になっていないか			
	コードはからまつたり、つまづく危険はないか			
ガス関係	ガス管・ガス栓は破損・老朽化していないか			
	使用していないガス器具は元栓が締められているか			
	ガス漏れ警報機は設置されているか、きちんと動作するか			
	プロパンガスのボンベは転倒防止措置がとられているか			

危険箇所		点検日	点検者	評価 : ○ 異状なし × 不良	
区分		点 検 内 容		評価	異状の内容・措置
園 舎 内	ストーブ	ストーブには耐震自動消火装置が付いているか			
		灯油漏れ・ガス漏れはしていないか			
		周辺に燃えやすいものが放置されていないか			
		カーテン等が触れるおそれはないか			
		灯油置き場はきちんと施錠・管理されているか			
園 舎 外	園庭	園庭内は避難時に十分な広さが確保されているか			
		園庭は常に整備されているか			
		防災備品の倉庫はきちんと整理整頓されているか			
		非常用の防災備品は必要なものがそろっているか（別表リスト）			
	塀・門扉	ロック塀の安全性について専門家による点検を受けているか			
		ロック塀は鉄筋製か、耐震性は十分か			
		ロック塀（特に基底部）にぐらつき・破損はないか			
		門柱・門扉にぐらつき・破損はないか			

防災設備		点検日	点検者	評価：○ 異状なし × 不良	
区分		点検内容		評価	異状の内容・措置
避難設備	避難設備	避難はしご・救助袋等の設置場所は表示されているか			
		避難設備の器具は適切に格納されているか			
		避難設備の各部位は破損・老朽化していないか			
		避難設備は正しく使用できるか、訓練は十分か			
		避難設備の周辺に利用の障害となるものが放置されていないか			
		降下地点の周辺に十分な広さが確保されているか、障害はないか			
防災設備	消火器・消火栓	消火器は規定数が適切な箇所に配置されているか			
		消火器の設置場所はわかりやすく表示されているか			
		消火器は破損していないか、使用期限を過ぎていないか			
		消火器は正しく使用できるか、訓練は十分か			
		屋内消火栓の表示灯は点灯しているか			
		屋内消火栓のホースはきちんと収納されているか			
		屋内消火栓のホース・ノズルに破損はないか			
		屋内消火栓の周囲に障害となるものは放置されていないか			
	防火設備	火災報知器は定期的に点検を受けているか			
		防火シャッターは定期的に点検を受けているか			
		防火シャッターの扉、枠に破損はないか			
		防火シャッターの開閉の障害となるものが放置されていないか			
		防火シャッター付近に燃えやすいものが放置されていないか			

防災備品リスト				点検日	点検者			
保育室 内 非常持 ち出し袋	品目	個数	状態	備考	品目	個数	状態	備考
	園児名簿・緊急連絡簿				園児名簿・緊急連絡簿			
	防災ずきん（園児用）				軍手			
	防災ずきん（教員用）				工具			
	タオル				おの			
	毛布				ロープ			
	工具（金づち、バール）				ガムテープ			
	軍手				消火器			
	ロープ				懐中電灯・電池			
	ガムテープ				ろうそく・マッチ			
	救急用品				タオル			
	懐中電灯				毛布			
	小型ラジオ				ちり紙			
	笛				せっけん			
園舎内	小銭（電話用）				ビニール袋			
	ライター				防水シート			
	食品				園児用の服・下着			
	電池				ラジオ（テレビ）			
	水				無線機			
	防災ずきん（予備）				救急用品・医薬品			
	ヘルメット				保存水			
	軍手				非常食			
	ロープ				カセットコンロ・ボンベ			
	ガムテープ				なべ・やかん			
	工具				紙コップ・皿、わりばし			
	消火器				テント			
	拡声器				寝袋			
	懐中電灯				発電機			
	救急用品				自転車			
	タオル							
	毛布							
	小型ラジオ（テレビ）							
	保存水							
	非常食							

		点検日	点検者	評価： <input type="radio"/> 異状なし <input checked="" type="radio"/> 不良	
区分	点 検 内 容		評価	異状の内容・措置	

園児を事故・災害から守る
安全対策のてびき

●
2010年5月 第3版発行

編集・発行：全日本私立幼稚園連合会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
TEL 03-3237-1080
協 賛：東京海上日動火災保険株式会社
株式会社損害保険ジャパン
三井住友海上火災保険株式会社
エース損害保険株式会社
